



# TOKUSHIMA GUARANTEE

## DISCLOSURE 2022

徳島県信用保証協会の現況

 徳島県信用保証協会

～中小企業を応援する地域密着型「総合支援機関」として～

# CONTENTS

●ごあいさつ	1
●協会の概要	2
●信用保証協会のしくみ	4
●信用保証の概要	6
●第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）	11
●令和4年度経営計画	12
●令和4年度の重点取組み事項	15
●令和3年度事業概況	21
●当協会の主な取組み	28
●コンプライアンス	44
●個人情報保護	46
●役員構成	48
●機構組織図	49
●事務お問い合わせ・業務担当区域	50
〈資料編〉	
●信用保証実績	52

## ごあいさつ



会長 黒下 耕司

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和3年度の事業実績並びに令和4年度の経営計画等に関する報告書として、「DISCLOSURE 2022」を作成いたしました。是非ご高覧賜り、当協会の取組みや信用保証制度に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

断続的な新型コロナウイルス感染拡大の長期化をはじめ、ロシアのウクライナ侵攻による原油・原材料等の高騰、急激な円安の進行の影響など、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、依然として厳しく、かつ先行き不透明な状況にあります。

こうした中、当協会においては、金融機関や関係機関の皆さまとの緊密な連携のもと、2020年度の「新型コロナウイルス感染症対応資金」や、2021年度創設された「伴走支援型特別保証」、そして2022年の「経済変動対策資金（物価高騰緊急対策枠）」など、様々な保証制度を活用し、「金融支援」をはじめ、「経営支援」、「創業支援」についても、積極的に取り組んで参りました。

今後も中小企業・小規模事業者を力強く応援する地域密着型「総合支援機関」として、現場主義と企業目線を徹底しながら、多様なメニューで企業の特性に応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、県内中小企業・小規模事業者の収益力回復による地域経済活性化に向けた取り組みを加速して参ります。

また、協会各部の連携強化による創業支援から、適正保証を通じた経営支援、管理回収に至る業務の充実を図り、中小企業・小規模事業者の皆様を「一気通貫」でサポートするとともに、業務の電子化（DX）、さらにはGXの推進やSDGsへの貢献等にも積極的に取り組むことにより、本県経済の成長発展を目指して参ります。

皆様方には、引き続き、徳島県信用保証協会に対するご支援を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

令和4年8月

徳島県信用保証協会

# 協会の概要

(令和4年3月31日現在)

## プロフィール

名 称	徳島県信用保証協会
人 格	信用保証協会法に基づく法人
主 務 大 臣	内閣総理大臣・経済産業大臣
主 務 官 庁	金融庁・経済産業省（中小企業庁）
所 在 地	徳島県徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館<KIZUNAプラザ>
設 立	昭和24年12月5日
代 表 者 名	黒下 耕司
役 職 員 数	常勤理事 4名（非常勤 14名） 常勤監事 1名（非常勤 2名） 職員 56名（嘱託、臨時職員含む）
基 本 財 産	149億円
保 証 債 務 残 高	2,711億円
保 証 利 用 企 業 者 数	12,201企業

## 沿革

昭和24年11月18日	財団法人徳島県信用保証協会設立認可
同 年12月 1日	業務開始（徳島市富田浜1丁目）
同 年12月 5日	財団法人徳島県信用保証協会設立登記
昭和28年 8月10日	信用保証協会法公布施行
昭和29年 6月 5日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
同 年 6月14日	特殊法人への組織変更登記完了
昭和34年11月 3日	事務所を移転（徳島市西船場町3丁目）
昭和38年 3月23日	徳島経済センタービル2階に事務所を移転（徳島市西新町2丁目）
平成 2年 8月 7日	基幹業務のオンライン稼働
同 年10月31日	保証債務残高1,000億円達成
平成11年 2月15日	保証債務残高2,000億円達成
平成13年 1月25日	信用保証協会の共同出資により保証協会債権回収(株)設立
平成20年 2月12日	共同システム稼働
平成24年 5月 7日	徳島経済産業会館新築に伴い、事務所移転（徳島市南末広町5番）



事務所建物外観

## ●基本理念

信用保証協会は、

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

## ●基本運営方針

当協会は、中小企業・小規模事業者を力強く応援する地域密着型の「総合支援機関」として、中小企業者や金融機関、支援機関等とのリレーションをより一層図るとともに、コロナ禍で経営に影響を受け過剰債務に苦慮する中小業者に寄り添い、ポストコロナを踏まえた、積極的な金融支援と経営支援に取り組むことにより、「頼りになる保証協会」として、地域経済の活性化・地方創生の推進に貢献します。

## ●シンボルマーク

信用の「S」と「鳴門の渦潮」をデザイン化したもので、自然豊かな徳島県をイメージし、ブルーは藍染めの「藍色」と渦潮の「青色」を基調としております。



TOKUSHIMA GUARANTEE  
徳島県信用保証協会

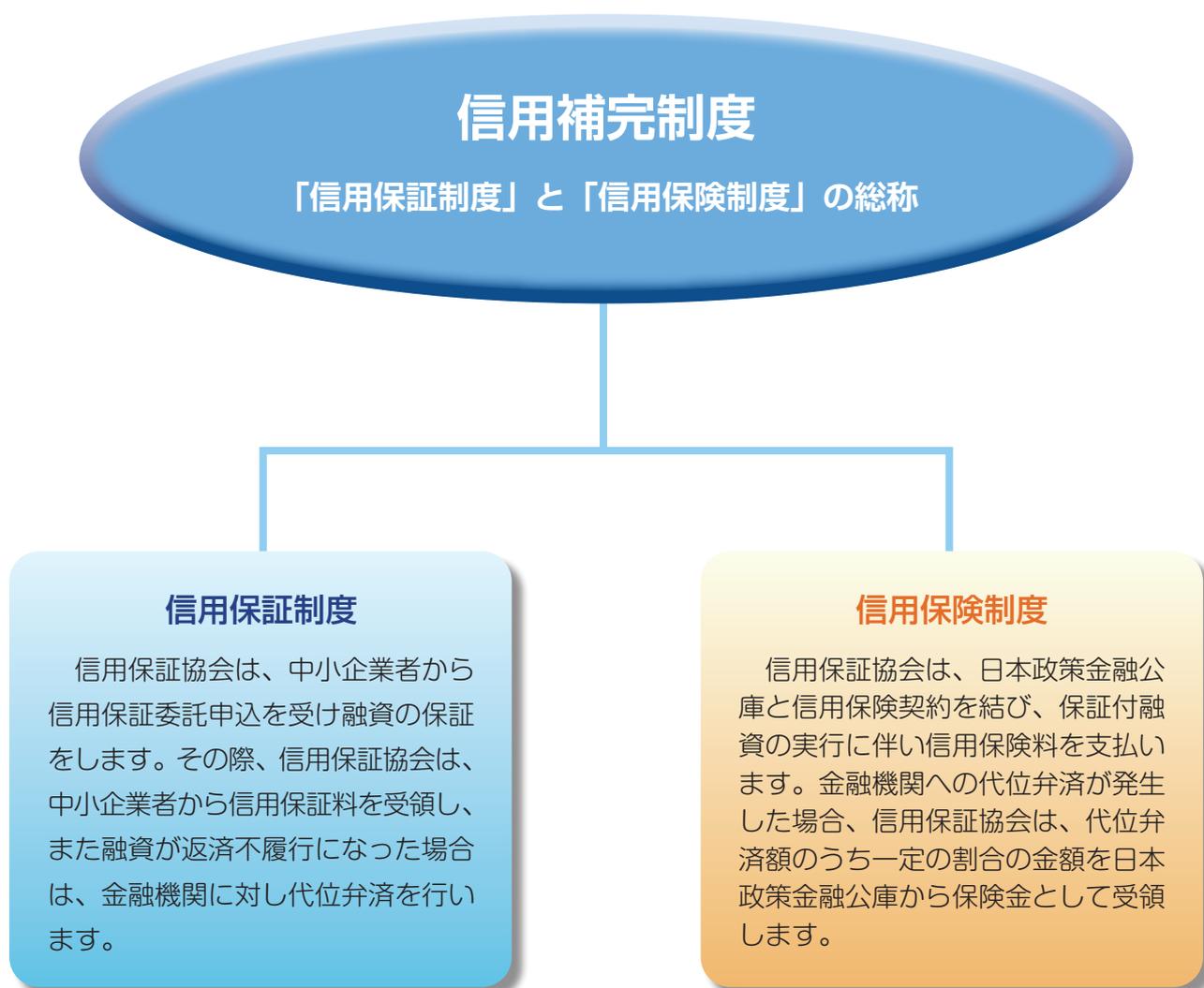
## ■ 信用保証協会のしくみ

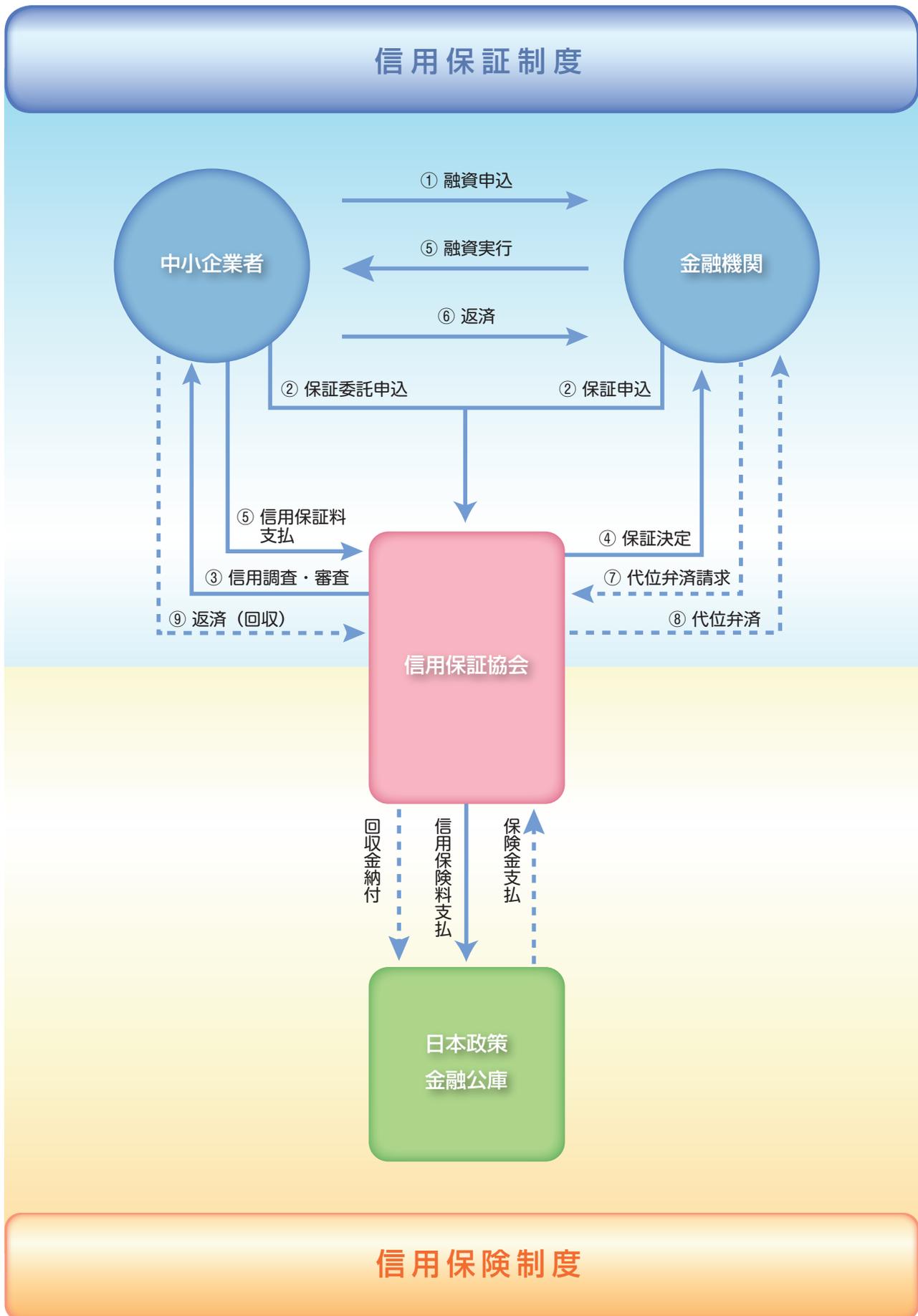
### ● 信用補完制度について

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の金融を円滑にする制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）に伴う保証協会のリスクを国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

「信用補完制度」とは、このような「信用保証制度」と「信用保険制度」との有機的な結びつきを総称したもので、円滑な中小企業金融に貢献しています。





# 信用保証の概要

## ●ご利用いただけるお客さま

### (1) 所在地、業歴

徳島県内において事業を営んでいる中小企業・小規模事業者で、次の方が対象になります。

- ・ 個人事業主の場合 住居または事業所のいずれかが県内にある方
- ・ 法人の場合 県内に本店または事業所を有する方

※営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

ただし、制度要綱等で業歴の定めがある場合には、その定めによります。

※平成27年10月1日より、保証対象業種を営む中小規模の特定非営利活動法人（NPO法人）が信用保証の対象になりました。

### (2) 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製 造 業 等 (運送業、建設業、不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 (飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

以下の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 行 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※製造業等の「等」とは卸売業、小売業、およびサービス業以外の業種をいいます。

※生計を一にしている家族従業員、会社役員は「従業員」に含まれません。

臨時雇用者であっても、実質的には長期継続的な雇用関係にある場合は「常時使用する従業員」となります。

※許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該業種に係る許認可等を受けていることが必要です。

※組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となります。

※特定非営利活動法人（NPO法人）には、資本金の概念が無く、従業員数のみで判断します。

## ●保証の内容

### (1) 保証限度額

個人・法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。  
 ※地公体制度の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている限度額となります。  
 ※他の信用保証協会を利用されている方は、合算した額が限度額以内であることが必要です。

### (2) 資金使途

事業経営上必要な「運転資金」および「設備資金」に限られます。

### (3) 保証期間

運転資金	15年以内
設備資金	20年以内

※地公体制度及び協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

### (4) 連帯保証人

個人	原則として徴求しない
法人	原則として法人代表者を除いては保証人を徴求しない

※実質的な代表者や事業承継予定者等、特別な事情がある場合は保証参加していただく場合があります。  
 ※平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ取扱いをしていた「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を平成29年度末の受付をもって廃止し、平成30年度から、金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

### (5) 担保

必要に応じて担保を提供していただきます。

担保物件は、原則として不動産（土地・建物）、有価証券及び流動資産（売掛債権・棚卸資産）です。

## ●保証をご利用いただけない方

- ・農林漁業、金融業、学校・宗教法人等、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業態
- ・許認可等を要する事業を営む方で、その許認可を受けていない場合
- ・協会の保証付融資について、延滞等の債務不履行がある場合
- ・当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、求償債務が残っている方、またその関係人である場合（求償権消滅保証、譲受債権消滅保証、再挑戦支援保証対象を除く）
- ・手形、小切手について不渡りがある場合及び銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6か月以内を含む）を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合
- ・破産、民事再生、会社更生等の法的整理手続中（申立中）の場合（事業再生保証対象を除く）

- ・税金、社会保険料等を滞納している場合
- ・粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ・休眠会社
- ・保証申込について、金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した場合
- ・暴力的不法行為者等、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者が介在していると保証協会が判断した場合
- ・その他、保証を利用できないと認められる場合

## ●責任共有制度

保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度で、平成19年10月に導入されました。

### (1) 責任共有制度の概要

責任共有制度には「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

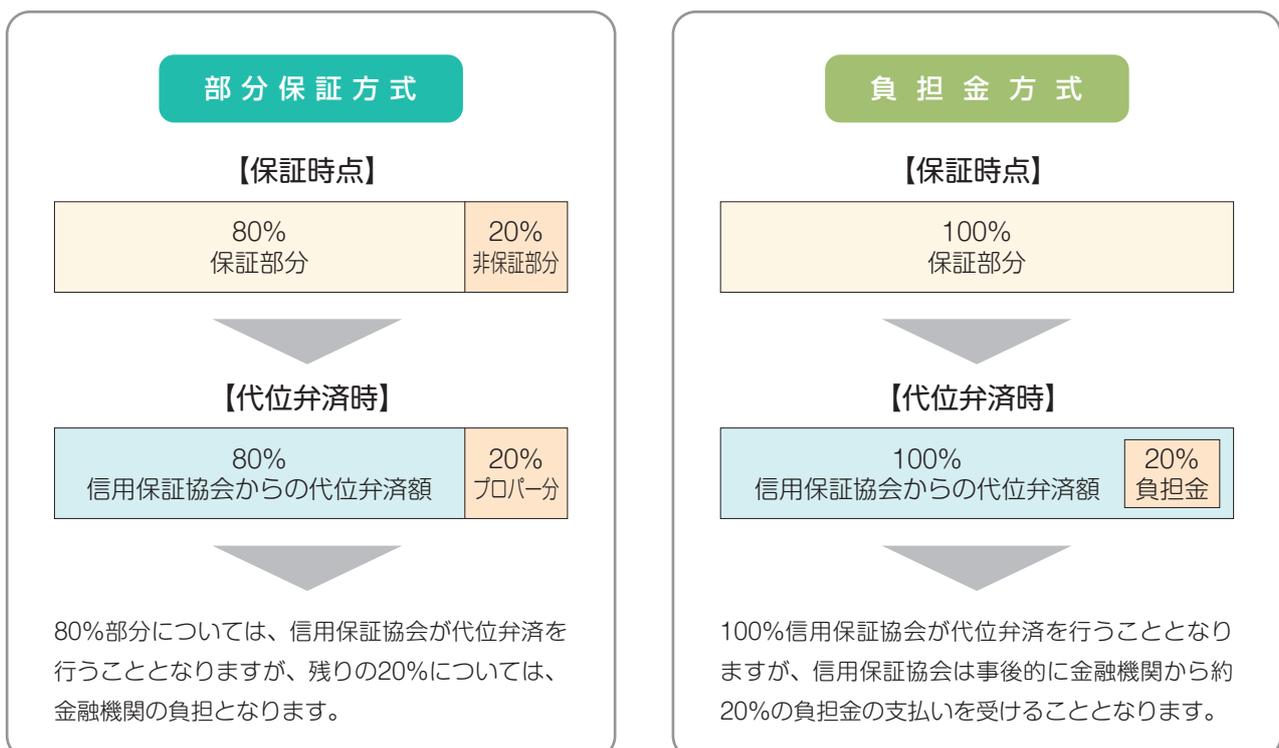
※なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度等、一部の保証制度は、金融機関の選択方式に係わらず部分保証となっています。

#### 部分保証方式

借入金額の80%（一部保証を除く）を信用保証協会が保証します。

#### 負担金方式

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の負担が生じることとなります。



## (2) 責任共有制度の対象となる保証

一部の保証を除き、原則として全ての保証が責任共有制度の対象となります。  
責任共有制度の対象外となる主な保証は次のとおりです。

### 【対象外の主な保証制度】

- ・ 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～6号に係る保証（注1）
- ・ 災害関係保証
- ・ 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
- ・ 特別小口保険にかかる保証
- ・ 事業再生保証
- ・ 小口零細企業保証
- ・ 求償権消滅保証
- ・ 中堅企業特別保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 経営力強化保証制度（注2）
- ・ 事業再生計画実施関連保証制度（注3）
- ・ 危機関連保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）（注4）

（注1）5号においては、平成30年3月31日以前に保証申込みした場合に限ります。

（注2）責任共有制度の対象除外となる保証協会付の既往借入金を本制度で借り換える場合に限ります。

（注3）責任共有制度の対象除外となる保証協会付の既往借入金を本制度で借り換える場合に限ります。

（注4）「責任共有制度の対象除外となる保証協会付の既往借入金」、又は「中小企業信用保証協会法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内に保証協会が申込受付し、かつ貸付実行された既往借入金」を本制度で借り換える場合であって、保証協会付既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限ります。

（注5）セーフティネット保証4号および危機関連保証の認定書を用いて「新型コロナウイルス感染症対応資金」又は「伴走支援型特別保証」を利用した場合も、責任共有制度の対象外となります。

## ●信用保証料

### (1) 信用保証料

信用保証料は、金利・手数料とは性格の異なるものであり、信用保証協会が中小企業者等の委託に基づいて保証を行う対価としてお支払いいただく信用保証制度独自のものです。

信用保証料は、日本政策金融公庫に支払われる信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等制度運営上必要な費用に充当されています。

信用保証料は、保証協会の委託により金融機関で徴収し、その都度協会に送金していただくことになっております。保証料の計算式は、保証書とセットになっている「信用保証料送金のご依頼」に記載しています。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代などは一切いたしません。

### (2) 信用保証料率

信用保証料率は、中小企業・小規模事業者の方の財務内容に応じて、次頁表のとおり9段階に区分された保証料率から決定することとなっています。

なお、平成19年10月1日に導入された責任共有制度により、責任共有制度対象と対象外では保証料率が区別されています。

【保証料率区分】

(単位:年率%)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※料率区分は、保証申込日の直近の決算における決算書（貸借対照表及び損益計算書）をもとに、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により判定されます。

※特殊保証とは、「手形割引根保証」、「電子記録債権割引根保証」、「当座貸越根保証」及び「事業者カードローン当座貸越根保証」を指します。

【定性要因による割引】

財務要因の評価だけでなく、一定の定性要因（非財務要因）も加味して料率を決定します。

以下に該当される場合は、信用保証料を0.1%割引します。

○有担保割引

有担保保証（物的担保を提供いただける保証）を利用する場合  
 （ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります）

○会計参与設置会社に対する割引

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類の提出をした中小企業者  
 （ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります）

(3) 信用保証料の基本計算式

○一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月 (365日)}}$$

○均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月 (365日)}} \times \text{均等分割係数}$$



分割返済回数	均等分割係数
2 回以上 6 回以下	0.70
7 回以上 12 回以下	0.65
13 回以上 24 回以下	0.60
25 回以上	0.55

# 第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

## 1. 業務運営方針

当協会は、公的機関としてガバナンスの強化とコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、地域密着型「総合支援機関」としての経営理念を堅持し、コロナ禍において様々な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、あらゆる方向から支援するため、金融機関、支援機関等とのリレーションを一段高いレベルに深化させ、企業の特性に応じたきめ細やかな支援に努めます。

また、協会の持つ「ハブ機能」を活かし、「頼りになる保証協会」として地域経済の活性化・地方創生の推進に資するものとします。

このため、令和3年度から令和5年度までの3か年における業務運営上の基本方針として、次の事項に取り組みます。

### (1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取り組みの推進

中小企業の実情に即した安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促進するため、企業訪問、面談等を通じて、個々の経営状況を丁寧に把握し、金融機関と連携して保証付融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせるなど適切なリスク分担を図り、地域における「頼りになる保証協会」として金融の円滑化に努めます。

### (2) 中小企業の経営支援・事業再生の促進に関する取り組みの推進

長年にわたり業績不振が続く企業やコロナ禍で経営改善が進まない企業に対し、金融機関や関係機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の状況に応じた経営支援・事業再生支援に努めます。

### (3) 地方創生への取り組みの推進

地域に密着した公的機関として、地方公共団体・金融機関等との連携・協力を進めながら、地域での起業マインドの醸成・事業承継の推進に資する取り組みや、中小企業者の商取引拡大に向けた販路開拓支援等の活動を通じ、地方創生に一層の貢献を果たしていくための取り組みを進めます。

### (4) 回収の効率化と最大化への取り組みの推進

第三者保証人や不動産担保に依存しない保証の浸透により、回収資源の乏しい求償権の増加が見込まれる中、求償権の回収に当たっては、早期回収はもちろんのこと、事業再生や一部弁済による保証債務免除等を活用するなど、管理業務の効率化と回収の最大化に努めます。

### (5) ガバナンス、コンプライアンス態勢及び危機管理体制の強化への取り組み

公的機関として、ガバナンスの強化とコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、南海トラフ地震などの大規模災害や感染症のパンデミックなど、様々な危機事象に対応できる組織力の強化に努めます。

また、保証協会の役割や各種取り組み状況について広く情報発信するなど、認知度向上に努めます。

### (6) 利用者本位の保証制度の確立に向けた取り組み

コロナ禍において、国や自治体をはじめ各方面においてデジタル化による手続きの見直しが行われている中、利用者本位の保証制度の確立に向け、事務手続きのデジタル化を推進するなど業務の効率化に努めます。

## 2. 事業計画

令和3年度から令和5年度までの保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	令和3年度			令和4年度		令和5年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 見込実績比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	50,000	86.2%	21.7%	52,000	104.0%	55,000	105.8%
保証債務残高	260,000	194.0%	97.0%	245,000	94.2%	220,000	89.8%
代位弁済	3,000	150.0%	135.1%	4,000	133.3%	3,000	75.0%
実際回収	500	100.0%	93.1%	500	100.0%	500	100.0%

# 令和4年度経営計画

## ●経営方針

### 業務運営方針

- (1) 当協会は、中小企業・小規模事業者を力強く応援する地域密着型の「総合支援機関」として、中小企業や金融機関、支援機関等とのリレーションをより一層図るとともに、コロナ禍で経営に影響を受け過剰債務に苦慮する中小業者に寄り添い、ポストコロナを踏まえた、積極的な金融支援と経営支援に取り組むことにより、「頼りになる保証協会」として、地域経済の活性化・地方創生の推進に資するものとしします。
- (2) 保証部門においては、関係機関との連携強化や金融機関との適切なリスク分担を図りながら、コロナ禍で影響を受けた中小企業・小規模事業者と対話を重ね、なお一層きめ細やかな金融支援と経営支援に努めます。
- (3) 期中管理・経営支援部門においては、中小企業再生支援協議会、事業承継・引継ぎ支援センター、REVIC等関係機関との連携を強化し、経営改善、事業の生産性向上、事業再生及び事業承継等の支援に積極的に取り組みます。
- (4) 地方創生への取り組みにおいては、創業前相談からの一貫した創業支援を行い、事業の進展とともに生じる経営課題の解決に向けて、各種相談や専門家派遣等、金融支援・経営支援を一体的に行い、事業が軌道に乗るまで継続的に支援することで創業者の輩出に努めます。
- (5) 回収部門においては、回収を取り巻く環境が一層厳しさを増している中、早期着手を徹底するとともに、事業再生支援、一部弁済による保証債務免除等、個々の状況に応じた効率的な回収に努めることにより、回収の最大化を図ります。
- (6) その他の間接部門においては、保証協会の認知度向上を図るとともに、中小企業の価値向上に貢献できる人材の育成や業務のデジタル化を推進し、経営資源の充実・強化を図ります。
- (7) 公的機関として、ガバナンスの強化、コンプライアンス意識の浸透を図り、持続可能な信用補完制度の確立に向けて、強固な経営基盤の構築に努めるとともに、危機事象に対しての組織力の強化に努めます。

## ●重点課題

### 1. 保証部門

#### (1) 経営課題解決支援

保証協会自らが企業訪問・経営者面談等の直接的な働きかけを行うことにより、企業が抱える課題の把握に努めるとともに、新分野展開や業態転換等の取組の支援を積極的に行うなど、各企業の実情に応じた支援に努めます。

#### (2) 小規模事業者に対する積極的な支援

コロナ禍の影響により、厳しい状況にある小規模事業者の持続的発展を支えるため、資金繰りの円滑化を図るとともに、創業後一定期間を経過した事業者に対するフォローアップや後継者不在企業への事

業承継支援、飲食業者を始めとする小規模事業者へのDX支援など、事業者に寄り添ったきめ細やかな支援に努めます。

### (3) 金融機関等との連携強化

金融機関と連携した合同相談会の実施、企業への同行訪問などにより企業の実態把握に努めるとともに、商工団体の経営指導員等との連携を深めることにより、地域経済の活性化に努めます。

### (4) 政策保証等の積極的な活用

地域の資金需要に応えるため、地方公共団体の保証制度や特定社債保証等の政策保証のほか、「伴走支援型特別保証」を効果的に活用するとともに、経営者保証を不要とする保証についても積極的に推進します。

### (5) 新型コロナウイルス感染拡大の影響への対応

金融支援のみならず、ポストコロナに向けたDXやGXへの対応など、中小企業・小規模事業者の新たな挑戦を協会が「ハブ機能」を発揮することにより強力に支援します。

## 2. 期中管理・経営支援部門

### (1) 各種施策の活用・関係機関との連携

金融機関と連携しながら経営改善にかかる支援を実施するとともに、必要に応じて中小企業再生支援協議会、事業承継・引継ぎ支援センター、REVIC等を有効に活用することにより、企業の再生等を支援します。

### (2) 「経営サポート会議」による支援

金融調整や経営改善計画の策定等が必要な企業に対し、「経営サポート会議」を通じて事業者のニーズや状況に応じたきめ細やかな対応を行い、経営改善にかかる支援を積極的に推し進めます。

### (3) 「経営支援強化促進補助金」の活用

専門家派遣事業を活用することにより経営改善のサポートを行うとともに、創業セミナーの開催や創業者への情報提供等について補助金の有効的な活用を図ります。

### (4) 「とくしま中小企業支援ネットワーク」の活用

ネットワークのハブ機能を活かして、新たな施策について情報共有を図るとともに、経営改善、事業再生、創業支援、事業承継等に向けた連携強化に努めます。

### (5) 創業支援・事業承継の推進

創業前相談窓口における創業計画策定支援から創業後のフォローアップまで、一貫した支援策を展開するとともに、「事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し、事業継続や雇用維持に繋がる支援に積極的に取り組みます。

## 3. 回収部門

### (1) 回収の早期着手

経営支援部門との連携やコミュニケーションを密にして、関係人の状況等を早期に把握することにより、個々の実情に応じた回収に遅滞なく着手します。

### (2) 回収促進策の推進

案件ごとに回収可能額や回収に要する期間等を見極めるとともに、報告・連絡・相談を徹底することで内部連携を強化するなど、円滑かつきめ細やかな管理を行うことにより、回収の最大化に努めます。

**(3) 管理回収業務の効率化**

回収見込みがないと判断した求償権については速やかに管理事務停止を実施し、回収が見込める求償権に注力するとともに、管理回収支援帳票を活用し管理業務の効率化に努めます。

**(4) 事業再生・生活再建に向けた取り組み**

代位弁済後も事業を継続している中小企業者には事業再生に向けた支援を行うとともに、経営者保証に関するガイドライン、一部弁済による保証債務免除、損害金減免による早期完済等を積極的に活用し、事業再生・生活再建に向けた支援に努めます。

**4. その他間接部門**

**(1) 関係機関との連携強化**

ポストコロナ社会における企業活動に対し多様な支援を行なうため、これまで築いてきた金融機関や支援機関等との連携をさらに強化し、中小企業者に寄り添ったきめ細やかな金融支援、経営支援に努めます。

**(2) 業務の効率化**

DX推進により事務の効率化を図り、限られたリソースを有効に活用することにより、厳しい経営環境におかれている中小企業者の経営支援に努めます。

**(3) 強固な経営基盤の構築**

中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて、ガバナンス及びコンプライアンス態勢の強化を図りながら、強固な経営基盤の構築に努めます。

**(4) 人材の育成**

ポストコロナを見据え、若手職員を主体とした内部研修の実施や、専門知識の向上に向けた外部研修への積極的な参加など、研修体制の充実に努めるとともに、中小企業診断士等の資格取得を引き続き奨励していきます。

**(5) 危機事象への対応**

南海トラフ地震などの大規模災害やシステム障害等、様々な危機事象への対応が求められる中、事業継続計画（BCP）の適切な維持管理に努めるとともに、図上訓練の定期的な実施など速やかに対応できる危機管理体制の強化に努めます。

**(6) 情報戦略の充実・強化**

保証協会の認知度を高め、その存在意義を広く理解してもらうため、マスメディアの活用やホームページ・広報誌等の充実を図るなど、わかりやすくタイムリーな情報発信や広報活動に努めます。

**◆事業計画**

(単位：百万円)

	金額	対前年度計画比
保証承諾額	40,000	80.0%
保証債務残高	250,000	96.2%
代位弁済額	2,500	83.3%
回収額	450	90.0%

# 令和4年度の重点取組み事項

長引くコロナ禍のもとで、原油・原材料等、資源価格の高騰等により大変厳しい経営環境にある県内中小企業・小規模事業者への資金繰り支援や経営支援に積極的に取り組むため、以下に掲げる3つの重点分野と11の実践取組事項を設定し、「地域密着型の総合支援機関」として、「強さと柔軟性を持つ経済社会の実現」に努めます。

## 1. 健全で強固な経営基盤の構築

- ①柔軟で俊敏な「情報の収集・分析・活用」機能の強化  
デジタル技術を積極的に活用しながら、「企業の今を知る力」の強化。
- ②高い機動力を活かした「現場力」の発揮  
「保証推進強化チーム」の機能強化。
- ③シームレスな「債権管理体制」の構築  
保証部、地方創生部、企業支援部及び管理部の各部間の連携機能を充実。
- ④「危機管理体制」の充実・強化  
「危機管理体制強化チーム」の継続。
- ⑤積極的な「業務改善」による事務の効率化  
「DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進検討チーム」の継続。

## 2. フレキシブルに対応できる「課題解決型組織」の構築

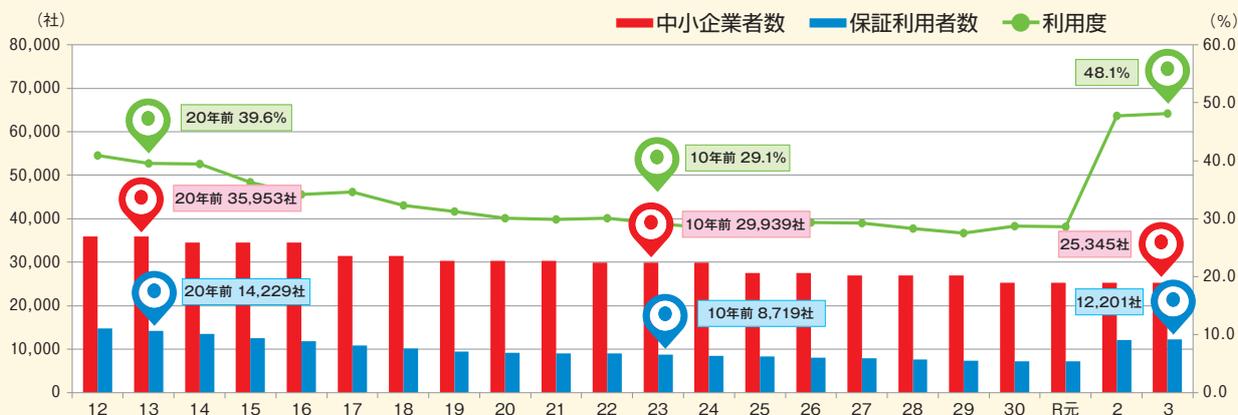
- ①経営環境の変化に即した「伴走型支援体制」の構築  
「現場での違和感」を見逃さずしっかりとサポートを行う「伴走型支援」を実践。
- ②「女性職員」の能力活用  
副部長職に初めて女性職員を登用。
- ③自主的に成長できる環境づくり  
現場を知り、発信できる人材の育成。「若手職員能力底上塾」にさらなる創意工夫。

## 3. 「地方創生」への貢献 ～新たに「地方創生部」を設置～

- ①「創業支援機能」の充実  
「創業するなら保証協会」の認知度を高める。
- ②企業の強みを伸ばす「事業承継」の推進  
「事業承継推進チーム」の機能強化。
- ③「ふるさと回帰」の促進  
「ふるさと回帰」志向の実現に寄与。

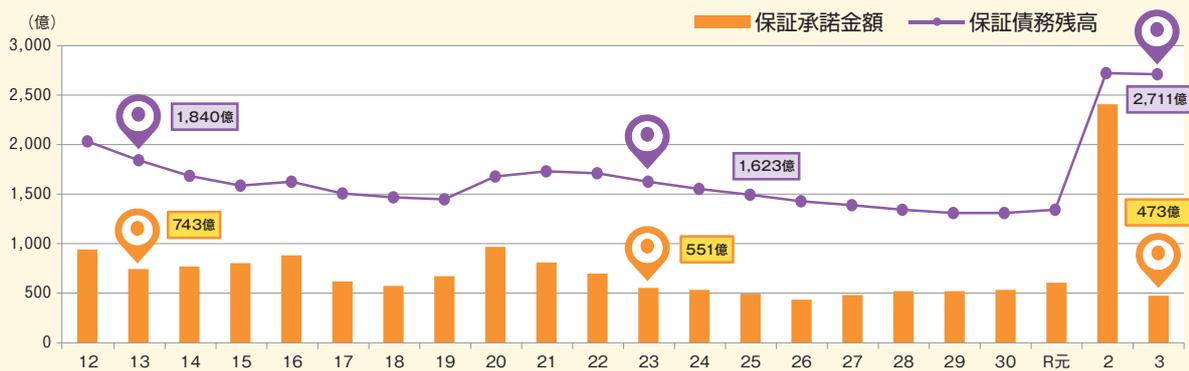
## ～ 中小企業を応援する地域密着型「総合支援機関」として～

### ● 県内中小企業者数と保証利用状況の推移



県内中小企業者は20年前から10,608社減少しているが、令和2年度の「新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ制度）」の影響で新規保証利用者が増加したことから、令和3年度の保証利用者数は12,201社（前年度比+94社）、保証利用率は48.1%（同+0.3%）と引き続き高い数値となった。

### ● 保証承諾額・保証債務残高の推移 (億円)



令和2年度は「新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ制度）」の影響で、保証承諾額・保証債務残高ともに急増したが、令和3年度はその反動もあり、保証承諾額は473億円（前年度比19.6%）、保証債務残高は2,711億円（同99.6%）となった。

### ● 当協会の課題と方向性



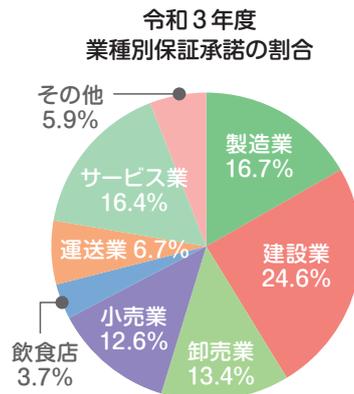
新型コロナウイルス感染症や原油・原材料高騰の影響を受けた県内中小企業・小規模事業者に寄り添い、力強く応援していく地域密着型「総合支援機関」として、プッシュ型の「金融支援」に加え、「経営支援」、「創業支援」に積極的に取り組みます。

保証部門	経営支援
金融機関等との連携強化を図り、顧客に向き合うことにより、それぞれの実情に応じたきめ細やかなオーダーメイド型支援に努める。	金融機関との連携や企業訪問により事業者の現状を把握し、各種施策を活用して経営改善、事業再生の支援に努める。
創業支援	管理回収
セミナー等の開催により創業機運の醸成を図りながら、創業前相談から創業後のフォローアップまで一貫した支援策を展開する。また、関係機関と連携を強化することにより事業承継の円滑化を図る。	顧客の事業再生、生活再建等の適切な対応に努めるとともに、早期着手、効率化により回収の最大化を図り、より強固な信用補充制度構築に努める。

# 保証部門の 重点取組み事項について

○新型コロナウイルス感染症長期化の影響に苦しむ県内中小・零細企業を支援するために、金融機関等との連携強化を図り、徹底した現場主義により各企業の実情に応じたきめ細やかな「オーダーメイド型」の金融支援を提供します。

## 令和3年度の実績



## 令和3年度制度別保証承諾の割合

1 県伴走支援型保証	24.09%
2 県短期事業	18.19%
3 県コロナ対応資金	13.47%
4 伴走支援型特別保証	7.70%
5 県経済変動対策	6.53%

## 今年度の取組み

### 1. オーダーメイド型のきめ細やかな支援

「行動する保証協会」として、企業目線と現場主義を徹底します。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた一人ひとりの事業者と向き合い、訪問・面談のほか、必要に応じて専門家派遣を行うなどきめ細やかな支援を提供します。

#### 現場主義の徹底

保証先への個別訪問を積極的に実施することで、カスタマーエンゲージメントを構築する。優良企業に当協会役員が訪問する「プライト」も継続する。

#### 伴走支援の推進

金融機関により四半期に1回のフォローアップが行われる「伴走支援型特別保証制度」「伴走支援型経営改善資金」を活用して、経営支援と一体となった金融支援を実施する。

#### 小規模事業者への支援

小規模零細企業への融資に強みを有する信用金庫と連携し、昨年に引き続き合同相談会を開催する。今年度は新たに協働での企業訪問も予定しており、小規模事業者に寄り添った支援を実施する。

### 2. 金融機関との連携強化

各金融機関営業店と個別案件の情報共有を通じて、企業の実態把握に努めるとともに、金融機関との適切なリスク分担を図ることにより、中小企業・金融機関・保証協会が三位一体となって地域経済の発展に貢献します。

#### 積極的な支店訪問

年間で延200回の金融機関支店長を訪問し、個別案件の情報共有を図る。さらに、金融機関担当者と同協会職員が一緒に企業訪問を行うことでより効果が高いフォローアップを図る。

#### 適切なリスク分担

令和3年度上期の当協会保証付融資におけるプロパー融資との協調割合は59.8%、全国1位の協調率となった。令和4年度も引き続き、金融機関と連携し適切なリスク分担を図る。

#### 地方創生ロートラスト“絆”

金融機関営業店が推薦する小規模事業者の資金ニーズにスピーディに対応する小口資金の保証により、小規模零細企業に向けて積極的な金融支援を行う。

### 3. 協会独自のキャンペーンを展開 NEW

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けているものの、逆境に耐え事業継続に頑張る県内中小・小規模事業者のみなさまを、金融機関と協力して応援するため、令和4年度は新たなキャンペーンを新設します。

#### 広報サポート保証“チャレンジ”

「事業再構築補助金」の採択を受けた（受ける見込みの）事業者の方に対し、広報サポート及び資金調達を支援する。

#### 飲食店応援保証“リバイバル”

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に深刻な影響を受けている飲食業者の方に対し、金融機関と連携して事業継続を支援する。

#### DX支援促進保証“イノベーション”

当協会の専門家派遣事業を活用し、DX導入する方の資金調達を支援する。

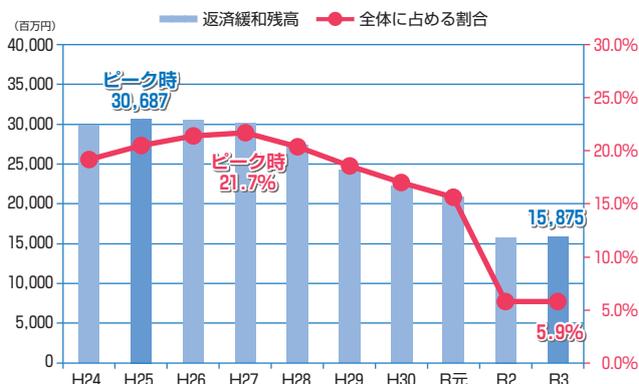
※さらに、次の保証について一律0.2%の保証料割引キャンペーンを実施します。  
 (1) 中小企業特定社債保証制度<SDGs推進枠> (2) 県短期事業資金<経済回復支援枠>

# 経営支援部門の 重点取組み事項について

- 新型コロナウイルス感染症の影響で先の見通せない状況が続く中、企業の債務負担は大きく上昇しており、今後返済緩和先の増加が見込まれます。金融機関との連携や企業訪問により、企業の実態把握に努め、各種施策の活用や関係機関との連携による効果的な再生支援を実施してまいります。

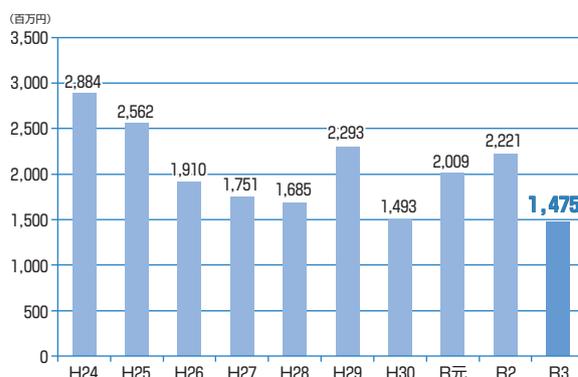
## 令和3年度の実績

返済緩和残高の推移



令和2年度の「新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ制度）」で当協会の保証債務残高が大幅に増加したため、返済緩和残高が全体に占める割合は減少した。  
※全体に占める割合=返済緩和残高/保証債務残高

代位弁済額の推移



保証規模の急増後に代位弁済が増加する傾向にあることを踏まえ、企業支援部に期中支援課を設置し、事故対策・延滞解消について部署間の連携を強化し、シームレスに対応する。

## 今年度の取組み

### 1. 各種政策の活用

#### 経営支援強化促進補助金の活用等

経営支援強化促進補助金を活用し、専門家派遣による経営相談、経営診断、事業計画策定支援、計画のモニタリングを行うことにより、経営改善が必要な企業、生産性向上に取り組んでいる企業、事業承継を検討している企業に対し、その解決につながる支援を実施する。

また、中小企業活性化協議会などと連携しながら諸施策を活用し、経営改善や事業再生に向けた多様な支援を行う。さらに、REVIC（地域経済活性化支援機構）活用による廃業支援の実施や、廃業後の再チャレンジを促すことにより、地域経済の活性化に繋げる。



### 2. 関係機関との連携

#### サポート会議

期日前管理の一環として、緊急度・重要度に応じて金融調整や経営改善計画の策定等が必要な企業に対し、「サポート会議」を金融機関と連携して開催し、積極的に経営支援に努める。コロナ禍での対面自粛により、会議数は減少しているが、感染状況を見ながら個別面談を含め実施していく。

年 度	26	27	28	29	30	R1	R2	R3
開催回数	345	296	244	230	219	237	89	144
企業数	272	246	234	187	174	182	61	114

#### とくしま中小企業支援ネットワーク

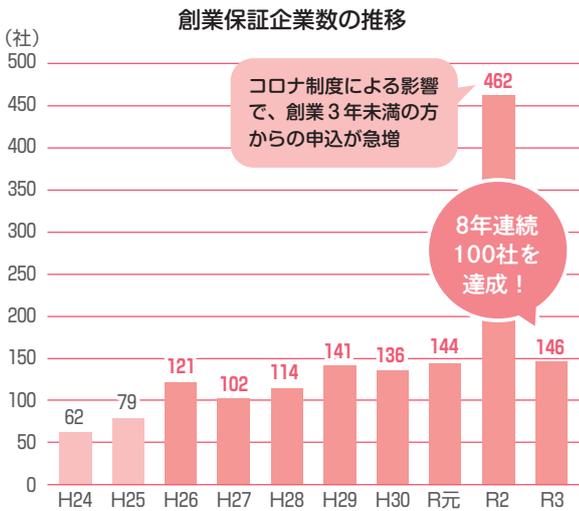
当協会が事務局となり、代表者会議・幹事会議・連絡会議を設置し、経営支援施策・再生事例の情報共有を図る。金融機関、商工団体、士業団体、自治体等が参加しているネットワークのハブ機能を活かし、参加機関同士が目線を揃えて地域全体の「金融調整」「経営改善・事業再生」などの支援に積極的に取り組めるよう、連携強化に努めていく。



# 創業支援部門の 重点取組み事項について

- 創業前相談から創業後のフォローアップまで、一貫したサポートで创业者の不安解消に努めます。
- セミナー等の開催により創業機運の醸成を図るとともに、移住創業を含めた创业者の輩出に努め、地方創生に貢献します。

## 令和3年度の実績と今年度の取組み



平成23年度に本格的に「創業支援」に取り組み始めてから、当協会がサポート(創業保証)した累計企業数は**1,500社**を突破。年間100名を超える创业者を当協会から安定的に創出し、地域の雇用創出と経済の活性化を図る。

## 地方創生

コロナ禍でのリモートワークやワーケーションで地方が注目されている中、「地方創生部」を設置し、移住創業を含めた創業機運の醸成に努め、地方創生に貢献します。

### 創業機運の醸成

- 「まちごとファクトリー」  
徳島大学、徳島新聞社と連携して、地域に根差したスモールビジネスを育てる。  
当協会職員を講師として派遣し、ビジネスプラン作成セミナー等を開催する。
- 「とくしま創生アワード」  
徳島県等が主催する、徳島を元気にするビジネスプランを募るコンテストに当協会も参加する。
- 県内3大学との連携強化  
連携協定を締結している徳島大学・四国大学・徳島文理大学で実践的な起業講座を開催し、若者の起業マインド育成に貢献する。

### 移住創業の促進

- 「とくしま×シゴトづくりセミナー」  
ワーケーションやリモートワークから徳島での起業を提案するセミナーを開催予定。
- 「地域おこし協力隊」  
向けの創業セミナー  
他県から徳島に来て任期満了を迎える、創業意欲が高い「地域おこし協力隊」の方々向けに移住創業セミナーを開催する。
- 首都圏での移住創業セミナー  
わくわく移住支援事業補助金を呼び水に、地公体と連携し首都圏でのプロモーションを推進する。



### 事業承継

組織横断の「事業承継推進チーム」を設置し、後継者に悩む企業と创业者のマッチングを始め、事業承継の課題解決に取り組む。定例会議では、事業承継に係る各種制度の利用促進についての展開方法や対象先のリストアップ情報の共有等を行う。さらに、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターと「事業承継会議」を開催するなどして、関係機関との連携を強化することによって、円滑な事業承継をサポートしていく。



## 創業するなら保証協会へ！

あなたの夢、応援します。

- 1 創業案件の「Direct In」を推進
  - これまで培ってきた創業支援ノウハウを活用し、創業を志すお客さまに直接関わり、創業支援を展開する。
- 2 「創業前相談窓口」「休日創業相談会」の実施
  - オンラインを活用し、コロナ対策&遠方の方の相談にも対応
  - 創業アドバイザーによる個別相談
- 3 創業計画策定を支援
  - 創業関連特例や低利の地公体制度融資を提案
  - 「創業の手引き・事例集」など各種パンフレットで計画策定をサポート
- 4 創業後のフォローアップの実施
  - 創業期にある事業者に対し、保証後6か月及び決算期に定期モニタリングを実施
  - 随時、職員や創業アドバイザーによるフォローアップを実施
- 5 プラスαサポート
  - 独自の技術やノウハウを有する创业者を効果的にアピールし、経営を支援する。【広報サポート付創業保証「PPP(トリプルP)」】
  - 販路開拓支援及び広報支援として、创业者の創業ストーリーと事業所、商品サービスを紹介する動画を作成

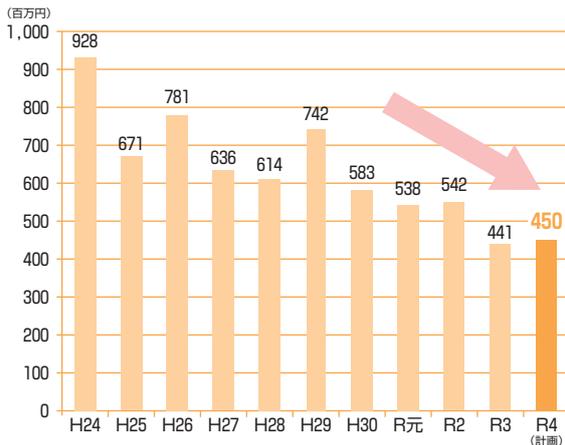
## 令和4年度地方創生アクションプラン

- ◆起業しやすい街「とくしま」に向け、関係機関としっかり連携する
- ◆創業機運を醸成し、起業の心理的ハードルを下げる支援の実行
- ◆移住者への起業支援アプローチ
- ◆SDGsやSociety5.0の実現に向けて起業・創業する创业者を支援

## 管理回収部門の 重点取組み事項について

- 回収の早期着手を徹底し、個々の状況・要望を踏まえた適切な対応に努めるとともに、効率性を重視しつつ回収の最大化を目指します。

### 回収金額の推移



無担保、無保証人債権の増加や破産等の法的手続きの増加により、管理回収環境は厳しい状況にある。



### 今年度の取組み

#### 事業再生・生活再建

代位弁済後も事業を継続している事業者に対し、経営者保証に関するガイドライン、一部弁済による保証債務免除、損害金減免による早期完済等を積極的に活用し、事業再生・生活再建に向けた支援に努める。

#### 回収の促進と最大化

- 経営支援部門と連携し、案件の早期現状把握とともに、担保物件の適正価格での処分を努め、早期回収とその最大化を図る。
- ヒアリング、折衝記録等による進捗管理を徹底し、円滑な回収に努める。

#### 業務の効率化

- 求償権の適時適正な管理に努め、回収可能な求償権の行使に努める。
- 相続調査等を外部に委託すること等により、事務手続きの効率化を図る。

## その他の取組みについて

- 持続可能な経営基盤の確立のため、保証利用者本位の手続きの見直しや組織運営に取り組み、「地域で信頼される保証協会」を目指します。

### 今年度の取組み

#### DXの推進

- 事業者や金融機関に対する利便性向上のため、信用保証業務の電子化を推進していく。
- DXにより事務の効率化を図り、限られたリソースを有効に活用し、厳しい経営環境におかれている中小企業者の経営支援に努める。

#### 人材育成

- 令和3年度は「若手職員能力底上塾」のリニューアルを実施し、ボトムアップ形式で塾の内容を決定した。4年度はブラッシュアップを行い、更なる効果的な研修を目指す。
- 上席の企業面談時に同行し、OJTによる研修を実施することによって、事業者から信頼される協会職員を育成する。

#### 災害対応

- 自然災害や感染症に対応するBCP簡易マニュアルを随時見直す。
- 定期的な安否確認訓練、危機管理体制強化チームと連携した図上訓練、停電時の手書き業務訓練など、災害訓練を充実させる。

#### 広報

- 保証協会の認知度を高め、存在意義を広く理解してもらうため、「保証月報」やディスクロージャー等の情報発信や広報活動をより一層充実させる。
- 令和4年4月にはホームページのリニューアルを行い、中小企業や関係機関等へのわかりやすい情報発信に努める。

# 令和3年度事業概況

## 事業方針

当協会では、中小企業・小規模事業者を力強く応援する地域密着型の「総合支援機関」として、中小企業者や金融機関、支援機関等とのリレーションを一段高いレベルに深化させ、企業の特성에応じた切れ目のない、きめ細やかな支援に努めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた企業の資金繰り支援や経営支援に積極的に取り組むことにより、「頼りになる保証協会」として、地域経済の活性化・地方創生の推進を目指すことを基本的運営方針として、令和3年度の事業計画を策定し、次のような取組みを行いました。

### 【保証部門】

保証部門においては、県内金融機関と緊密に連携し「伴走支援型特別保証制度」など様々な保証制度を活用し、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者への資金繰り支援に取り組んだ結果、保証利用度については前年度を上回り、保証承諾額は落ち込んだものの、保証債務残高は前年並みを維持しました。

また、創業支援においては、創業を希望するお客様の創業相談にきめ細やかに対応するとともに、コロナ禍のもとでの創業後の資金繰りに対し積極的な金融支援を行いました。また、関係機関と連携し各種創業イベントを行い創業機運の醸成に努めました。

### 【期中管理部門・経営支援部門】

期中管理・経営支援部門においては、「とくしま中小企業支援ネットワーク」のハブ機能を活かして、コロナ禍における中小企業の経営課題の解決に向け、支援機関と連携して、きめ細やかな支援に努めるとともに、金融調整や経営改善計画の策定が必要な企業に対し「サポート会議」を実施するなどした結果、代位弁済は前年度を大幅に下回る結果となりました。

### 【回収部門】

回収部門においては、経営者保証に関するガイドライン、一部弁済による保証債務免除等を活用し、中小企業者の事業再生、生活再建に努めるとともに、法的手続きを迅速に行うなど、回収の効率化・最大化に努めました。

### 【その他間接部門】

コロナ禍における執務環境の改善を行うとともに、大規模災害時を想定したBCP図上訓練を実施し、危機管理体制の強化を進めました。

## 令和3年度事業実績

### 【主要業務数値】

(単位:百万円)

区分	件数	金額	経営計画(金額)	対前年度計画比
保証承諾	3,897	47,277	50,000	94.6%
保証債務残高	22,648	271,124	260,000	104.3%
代位弁済	133	1,475	3,000	49.2%
実際回収	—	441	500	88.3%

令和3年度は地域密着型「総合支援機関」として、中小企業者や金融機関、支援機関等とのリレーションを一段高いレベルに深化させ、企業の特性に合った切れ目のない、きめ細やかな支援に努めるとともに、「伴走支援型特別保証制度」など様々な保証制度を活用し、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者への資金繰り支援に取り組んだ結果、年度末における保証利用度については48.1%と前年度を上回り、保証承諾は47,277百万円(計画比94.6%、前年度比19.6%)と落ち込んだものの、保証債務残高は271,124百万円(計画比104.3%、前年度比99.6%)と高い水準を維持しました。

なお、新規先に対する保証承諾は550企業と前年度を大幅に下回ったものの、年度末における利用企業者数は12,201企業となり、前年度と比べ94企業の増加となりました。

代位弁済については、コロナ禍における中小企業の経営課題の解決に向け、関係機関と連携して支援に努めるとともに、金融調整や経営改善計画の策定が必要な企業に対し「サポート会議」を実施するなどした結果、1,475百万円(計画比49.2%、前年度比66.4%)と大幅に減少しました。一方、実際回収においては、期中管理・経営支援部門との連携により関係人の状況を把握し、早期着手と進捗管理の徹底を図るなど、回収の効率化・最大化に努めたものの、441百万円(計画比88.2%、前年度比81.4%)と計画値、前年度実績ともに下回りました。

# 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	96,468	基 本 財 産	14,900,662,742
現 金	96,468	基 金	4,934,018,600
小 切 手	0	基 金 準 備 金	9,966,644,142
預 け 金	3,161,312,071	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	4,654,506,649
普 通 預 金	2,098,922,558	責 任 準 備 金	1,630,657,185
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	174,743,941
定 期 預 金	1,060,000,000	退 職 給 与 引 当 金	569,619,027
郵 便 貯 金	2,389,513	損 失 補 償 金	0
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	271,124,297,536
有 価 証 券	26,453,182,200	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	11,449,720,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	15,001,462,200	借 入 金	0
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策 金融公庫分)	0
その他有価証券	5,280,407	短 期 借 入 金	0
新株予約権	0	(うち日本政策 金融公庫分)	0
ファンド出資	5,280,407	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	484,801,650	雑 勘 定	9,199,928,562
事業用不動産	459,077,063	仮 受 金	65,512,286
事業用動産	25,724,587	保 険 納 付 金	30,781,673
所有動産・不動産	0	損 失 補 償 納 付 金	1,606,103
損失補償金見返	0	未 経 過 保 証 料	9,096,208,151
保証債務見返	271,124,297,536	未 払 保 険 料	712,258
求 償 権	361,349,999	未 払 費 用	5,108,091
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	664,095,311		
仮 払 金	11,986,739		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	107,291,000		
連 合 会 勘 定	2,119,271		
未 収 利 息	45,961,844		
未 経 過 保 険 料	496,736,457		
合 計	302,254,415,642	合 計	302,254,415,642

**基本財産**

株式会社の資本金に相当するものです。

**収支差額変動準備金**

将来の収支悪化に備え、対外信用力の維持と業務運営の安定化を図り、中小企業者の保証要請に的確に応えるための利益性の準備金です。

**有価証券**

安全性を重視し、流動性・収益性の観点からも考慮して運用対象を選定しています。

**求償権**

経理上の求償権とは、代位弁済累計額から、回収額、自己償却額、日本政策金融公庫からの保険金受領額等を控除した額です。

**未経過保険料**

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分について計上しています。

**未経過保証料**

受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分(翌事業年度以降にかかる保証料)を計上しています。

# 収支計算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 入</b>	<b>2,939,078,103</b>
保 証 料	2,387,506,444
預 け 金 利 息	621,671
有 価 証 券 利 息 配 当 金	230,762,385
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	0
損 害 金	8,723,685
事 務 補 助 金	7,079,627
責 任 共 有 負 担 金	299,033,000
雑 収 入	5,351,291
<b>経 常 支 出</b>	<b>2,007,678,445</b>
業 務 費	775,625,537
役 職 員 給 与	429,341,044
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	39,981,477
そ の 他 人 件 費	93,619,960
旅 費	982,680
事 務 費	91,112,030
賃 借 料	9,713,446
動 産 ・ 不 動 産 償 却	23,267,108
信 用 調 査 費	18,427,889
債 権 管 理 費	33,237,956
指 導 普 及 費	13,114,487
負 担 金	22,827,460
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,163,344,494
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	68,708,414
雑 支 出	0
<b>経 常 収 支 差 額</b>	<b>931,399,658</b>
<b>経 常 外 収 入</b>	<b>2,923,887,113</b>
償 却 求 償 権 回 収 金	37,470,906
責 任 準 備 金 戻 入	1,633,647,784
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	188,520,064
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	1,063,971,360
保 険 金	954,516,070
損 失 補 償 補 て ん 金	109,455,290
補 助 金	0
そ の 他 収 入	276,999
<b>経 常 外 支 出</b>	<b>3,147,178,995</b>
求 償 権 償 却	1,326,818,751
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	6,362,203
退 職 金	8,547,367
責 任 準 備 金 繰 入	1,630,657,185
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	174,743,941
そ の 他 支 出	49,548
<b>経 常 外 収 支 差 額</b>	<b>-223,291,882</b>
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
<b>当 期 収 支 差 額</b>	<b>708,107,776</b>
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	354,000,000
<b>基 本 財 産 繰 入 額</b>	<b>354,107,776</b>

**保証料**

受入保証料のうち、当該決算期間に対応する額を計上しています。

**信用保険料**

日本政策金融公庫に支払う信用保険料の当該決算期間に対応する額を計上しています。

**求償権償却**

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、連合会(国)から受領した損失補償金、償却基準に従い回収不能と認められた求償権の合計額を計上しています。

**求償権償却準備金**

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権残高に対して一定割合を積み立てています。(洗替方式)

**求償権補てん金**

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、連合会(国)から受領した損失補償金からなっています。求償権補てん金を期末に戻入処理することにより求償権の償却を行います。

**責任準備金**

経済・金融動向の変化に伴う将来の不測の事態の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。(洗替方式)

## 基 本 財 産

### 【基本財産とは】

信用保証協会における基本財産とは、一般企業の資本金勘定に相当するものであり、信用保証業務遂行の結果生じることとなる損失の最終担保的な性格を有するものです。このため、当協会が健全な経営を行い、対外的信用を維持するためには、基本財産の保全・充実が不可欠です。

当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍（定款倍率）と定められています。令和3年度末の基本財産は149億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度額は、6,377億円となります。（定款倍率に対する消化率42.5%）

### 【基本財産の推移】

（単位：円）

年 度	基本財産	基 金	基金準備金	金融安定化特別基金
平成22年度	13,478,826,525	4,934,018,600	8,544,807,925	0
平成23年度	13,765,255,091	4,934,018,600	8,831,236,491	0
平成24年度	13,972,717,889	4,934,018,600	9,038,699,289	0
平成25年度	14,113,294,816	4,934,018,600	9,179,276,216	0
平成26年度	14,287,767,220	4,934,018,600	9,353,748,620	0
平成27年度	14,390,057,215	4,934,018,600	9,456,038,615	0
平成28年度	14,451,675,643	4,934,018,600	9,517,657,043	0
平成29年度	14,495,301,689	4,934,018,600	9,561,283,089	0
平成30年度	14,517,016,665	4,934,018,600	9,582,998,065	0
令和元年度	14,546,554,966	4,934,018,600	9,612,536,366	0
令和2年度	14,546,554,966	4,934,018,600	9,612,536,366	0
令和3年度	14,900,662,742	4,934,018,600	9,966,644,142	0

### 【基本財産の構成】

基本財産は、①基金②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、地方公共団体、金融機関等により拠出された出えん金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金は、毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

### 【基本財産の内訳】

令和4年3月31日現在

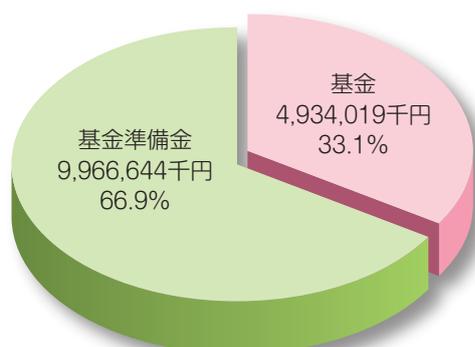
(単位:千円)

区 分	金 額	構 成 比
基 金	4,934,019	33.1%
出えん金	3,613,197	24.2%
(県)	3,310,200 ※	22.2%
(市町村)	263,892	1.8%
(金融機関)	38,330	0.3%
(業者・業者団体)	775	0.0%
金融機関等負担金	1,320,822	8.9%
(金融機関)	1,312,473	8.8%
(業者・業者団体)	8,349	0.1%
基金準備金	9,966,644	66.9%
基本財産合計	14,900,663	100.0%

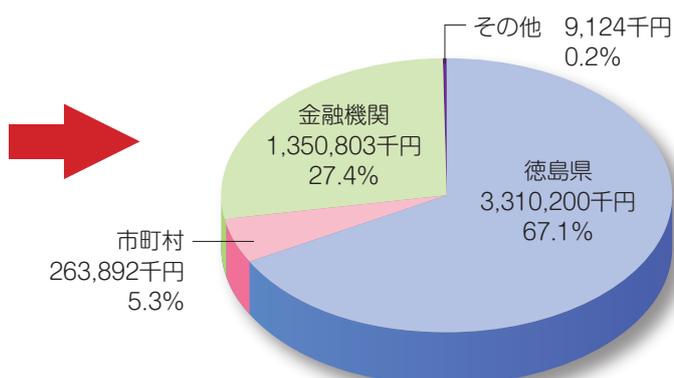
各項目の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

※過去に金融安定化特別基金（中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。）を造成するために出えんされた額759,000千円は取崩し済のため、上記出えん金からは除外しております。

#### 基本財産の構成



#### 基金の内訳



## 年度経営計画の評価

当協会は、公認会計士 原孝仁 殿、四国大学経営情報学部准教授 近藤明子 殿により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを得て、「令和3年度経営計画の評価」を作成しました。

「外部評価委員会」の意見・アドバイスについては、以下のとおりです。



外部評価委員の様子

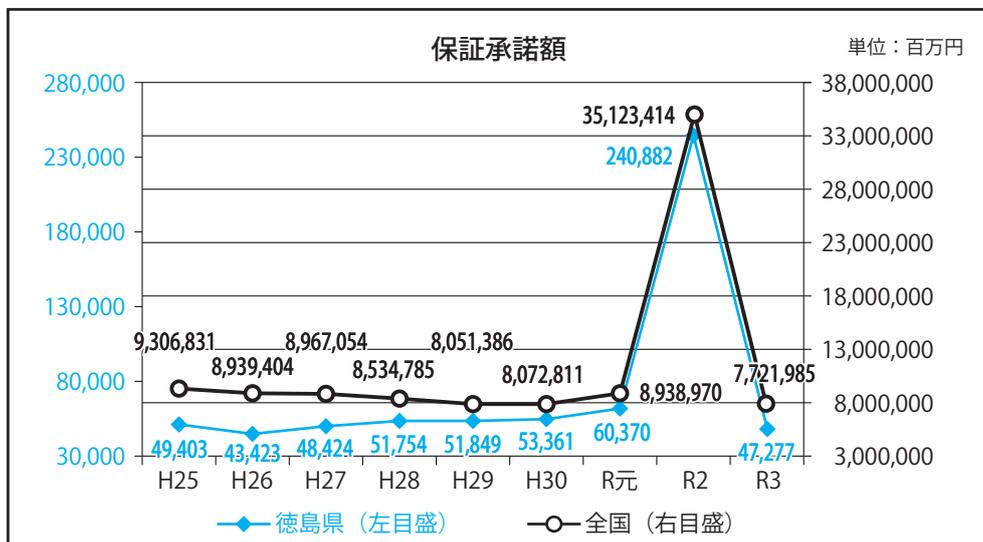
## 令和3年度経営計画の評価

国内経済は、経済社会活動の水準が段階的に引き上げられるなかで、景気は持ち直しの動きがみられていたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化するなか、ロシアのウクライナ侵攻に伴う原材料・エネルギー価格の高騰、急激な円安の進行に伴う輸入物価の上昇など、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いている。

こうしたなか、徳島県信用保証協会においては、ウィズ・アフターコロナに向けた「新型コロナウイルス感染症サポートプログラム」を着実に推進し、年度経営計画の重点課題にも積極的に取り組まれ、保証債務残高を維持するとともに保証利用度も全国平均を上回るなど、大きな成果を上げていることは評価できるものである。

今後とも、徳島県信用保証協会は中小企業・小規模事業者を応援する地域密着型「総合支援機関」として、金融機関、支援機関等と更なる連携強化を図りながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより経営環境が悪化している中小企業・小規模事業者に対し、実情に応じたきめ細やかな「金融支援」「経営支援」などを実践し、地域経済の活性化に取り組んでもらいたい。

個別的目標については、次の事項に留意の上、今後とも経営計画を着実に遂行され、地域経済の安定と発展に貢献し、地方創生に寄与されることを期待する。



(1) 「行動する保証協会」として、より現場主義を徹底し、役職員一丸となって新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている県内中小企業・小規模事業者に対し、「伴走支援型特別保証制度」などを積極的に活用するなど各企業の実情に応じたオーダーメイド型支援に努めた結果、保証債務残高を高い水準で維持するとともに、保証利用企業者数の増加に繋がったことは評価できる。

引き続き、金融機関等との連携を強化しながら、長期化する新型コロナウイルス感染拡大の影響により業績が悪化している中小企業・小規模事業者に対し、実情に応じたきめ細やかな支援をお願いしたい。

(2) 経営改善が進まず返済緩和の条件変更を繰り返している企業への訪問や、「経営サポート会議」の開催を強化することで実態把握に努めるとともに、関係支援機関等と連携し、補助金を活用した専門家派遣など「経営支援」を積極的に行ったことは評価できる。

今後とも、長期化するコロナ禍で業績が回復できない企業や過剰債務に陥った企業などに対し、顧客本位による経営改善や事業の生産性向上の支援に努められたい。

(3) 徳島県事業承継・引継ぎ支援センターと定期的に事業承継会議を実施し、事業承継に係る各種制度の利用促進についての展開方法や、対象先のリストアップと情報の共有などを行った結果、事業承継者に対する保証の実績を残している。また、「創業前相談」、「休日創業相談会」及び「創業後のフォローアップ」などに注力した結果、8年連続で100企業を超える創業保証を行ったことは評価できる。

引き続き、国の補助金を積極的に活用し、関係支援機関と連携しながら地域活性化に向けた事業承継支援、創業支援に努められたい。

(4) 第三者保証人や担保のない求償権の増加に加え、破産等の法的整理が増加するなど、回収を取り巻く環境は年々厳しくなっている。今後、元金据え置き期間を終えて借入金の返済が本格的にスタートするなか、業績が回復していない企業において倒産の増加が予想される。

引き続き、各部門と連携を図り、早期着手や進捗管理の徹底により回収の効率化・最大化に努められたい。

(5) 保証協会を取り巻く環境が依然として厳しいなか、各部門において一定の成果を上げ、その結果として収支差額708百万円を計上し、基本財産を増強されたことは評価できる。

今後とも、ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を図るとともに、保証業務に係る電子化を推し進めるなど業務の効率化を加速させ、経営基盤の強化に努められたい。

(6) コロナ禍に対する資金繰り支援の継続や、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、国が策定した「中小企業活性化パッケージ」を積極的に活用し、引き続き、中小企業者に寄り添ったきめ細やかな金融支援・経営支援に努めてもらいたい。



外部評価委員：原委員長(右)、近藤委員(左) から貴重なご意見をいただきました。

## ■ 当協会の主な取組み

### 新型コロナウイルス感染症、原油・原材料の高騰などに対する対応

いまだ終息が見えない新型コロナウイルス感染症や、ロシアのウクライナ侵攻による原油・原材料の高騰、急激な円安の進行などの影響を受けている中小企業、小規模事業者に対して、地域密着型「総合支援機関」として、金融機関との連携強化を図りながら、きめ細やかな金融支援・経営支援に努めました。

#### ◆ コロナ禍以降の主な取組み事項

【R2】

1月 新型コロナウイルスに関する「経営相談窓口」を開設

経営安定関連保証4号（売上▲20%以上）指定

3月 危機関連保証（売上▲15%以上）発動

経営安定関連保証5号（売上▲5%以上）業種の順次拡大

5月 新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ制度）創設。  
保証限度額30百万円。

6月 新型コロナウイルス感染症対応資金の保証限度額を40百万円に増額。

10月 ウイズ・アフターコロナに向けた取組みとして、「新型コロナウイルス感染症サポートプログラム」を策定。

【R3】

2月 新型コロナウイルス感染症対応資金の保証限度額を60百万円に増額。

4月 伴走支援型特別保証制度創設。保証限度額40百万円。

9月 中小企業特定社債保証制度（ウィズ・アフターコロナ枠）創設。  
既存の特定社債保証制度の保証料率を0.2%割引。

10月 県伴走支援型経営改善資金創設。  
事業者の保証料0.2%に相当する額を県が負担。

【R4】

2月 伴走支援型特別保証制度及び県伴走支援型経営改善資金の保証限度額を60百万円に増額。

4月 ①県短期事業資金（経済回復支援枠）創設。  
経済回復支援枠5百万円を新設し、同枠の保証料率を0.2%割引。

②中小企業特定社債保証制度（SDGs推進枠）創設。  
既存の特定社債保証制度の保証料率を0.2%割引。

6月 県経済変動対策資金（物価高騰緊急対策枠）創設。  
同枠に限り、保証限度額を60百万円に増額、県補助により保証料率一律0.2%。

## 組織体制の強化

### ◆プロジェクトチームを設置

保証推進強化チーム	保証各課においてエリアごとの数値の分析検討を行い、分析根拠に基づいた積極的な意見や提案を行うシンクタンク的役割を担う
事業承継推進チーム	全国的にも喫緊の課題となっている事業承継について、事業引継ぎ支援センターとの連携強化を図るとともに、企業のマッチングや事業計画策定のコンサルティングを実施することにより、スムーズな事業承継や創業への誘導を行う
危機管理体制強化チーム	毎年のように発生する豪雨等の自然災害や感染症のパンデミックなど、様々な危機事象に対して「どこまで自主的に考えて行動することができるのか」といった職員一人ひとりの危機対応能力や意識の向上を図り、事業継続計画（BCP）の実行力の向上に取り組むため、現場視点での各種対応マニュアルの点検や災害対応訓練への創意工夫を行う
D X 推進強化チーム	書類の電子化、Web会議の活用など業務のデジタル化を推進し、職員のアイデアを積極的に取り入れながら、事務の効率化等に向けた「業務改善」に努める。

### ◆情報セキュリティ対策研修を実施

徳島県警察本部生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策官の坂東賢太郎氏を講師にお招きして、当協会役員職員を対象とした情報セキュリティ対策研修を開催しました。

個人が被害となるサイバー犯罪・「フィッシング・スミッシング詐欺」や、「テクニカルサポート詐欺」について、犯罪の手口や実際の事件、対策方法などからご教授いただきました。ほかにも、「ラッキービジター詐欺」「遺産相続詐欺」「国際ロマンス詐欺」等、様々な種類の詐欺が存在することを学びました。

また、会社や組織が被害となるサイバー犯罪についても解説いただきました。独立行政法人情報処理推進機構が定める「情報セキュリティ10大脅威2021」の中の「ランサムウェアによる被害」「ビジネスメール詐欺における金銭被害」「内部不正による情報漏えい」の3点について、システム管理と一般従業員（職員）双方の視点から、対策方法を学びました。



### ◆若手職員能力底上げ塾を開催

若手職員自ら主体的・協働的に自身の課題を発見し、それを解決する資質や能力を備えた優秀な人材を育成し、ひいては組織としてのパフォーマンスを向上させることを目的とした内部研修、「若手職員能力底上げ塾」を開講しました。

令和3年度は、上から下へ「教える」という指示・命令型の指導方法ではなく、職員自身に考えさせ、話し合いをさせ任せていく「ボトムアップ」を基本として運営されました。

事務局は、指示・命令をすることなく、ファシリテーター役に徹することを基本とし、必要があれば意見を纏めたり、時に方向性を導いたりする役割を担うなど若手職員が率先して意見を言い合える環境作りに努めました。

講義内容（科目・内容）及び講師の選定等についても若手職員の話し合いによって決定され、外部講師等を依頼する場合は、必要に応じて事務局がサポートを行いました。



## 保証推進の取組み

- ポストコロナ社会に対応すべく、前例にとらわれない時代に応じた業務改善を行い、県内中小企業・小規模事業者を積極的に支援しました。
- 金融機関を始めとした各機関との連携強化や、現場主義の徹底により、企業の実情に応じたよりきめ細やかな「オーダーメイド型支援」を提供しました。

### ◆金融機関との連携を強化

当協会会長が県内金融機関を訪問し、日頃のお礼とさらなる保証推進へのご協力をお願いしました。

各金融機関とは、経営トップから実務担当者レベルまで各階層において情報交換、意見交換を定期的を実施し、保証推進に努めました。



### ◆令和3年度適正保証推進キャンペーンの実施

県内中小企業・小規模事業者の皆様に対する資金調達の一層の支援と適正な信用保証の活用促進を図るため、次のとおり「適正保証推進キャンペーン」を実施いたしました。

項目	概要
地方創生ローン トラスト“絆”	金融機関営業店が推薦する小規模事業者の資金ニーズにスピーディに対応することを目的とした小口資金の保証。
ツインローン“絆” (協調資金)	金融機関のプロパー資金との協調融資を対象とする保証。金融機関と更なる連携を図ることで、一層きめ細やかな金融支援を提供します。
ステップアップローン“絆” (借換資金)	保証の利用残高があり、現在返済緩和等の条件変更対応を受けている方で、一定の期間内に返済の目途がある場合の借換資金を対象に前向き資金を提供する保証で、あわせて当協会の「専門家派遣事業」がご利用できます。
アシストローン“絆” (事業承継資金)	事業承継に必要な資金を対象とする保証。後継者個人も信用保証の対象とし、前経営者の株式取得資金や相続税・贈与税の納税資金など、事業承継に伴う資金ニーズに一層きめ細かく対応します。

### ◆金融機関との勉強会

当協会では、金融機関の皆さまに信用保証制度をご理解いただき、これまで以上に保証付融資の利用を推進していただこうと、勉強会を開催しています。

令和3年度は、「保証付融資の留意点」や「キャンペーン商品」、「伴走支援型特別保証制度」について、事例を挙げながら紹介いたしました。

多くの行員・職員の皆さまにご参加いただくことで、意見交換も活発なものとなり、担当者同士の信頼関係を一層深めています。



## ◆とくしま創生にかかる貢献店舗表彰

当協会では、金融機関と連携して地域経済の発展を図るとともに、適正な保証業務の推進を目的として、保証付融資の活用を通じて「とくしま創生」に貢献された金融機関店舗様に感謝状を贈呈しております。例年は「『とくしま創生』にかかる貢献店舗感謝状贈呈式」を開催し、各店舗の代表者の方に感謝状を贈呈いたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度も式典の開催を取り止めました。式典は中止となりましたが、当協会役職員が表彰対象店舗を順次訪問し、感謝状を贈呈いたしました。

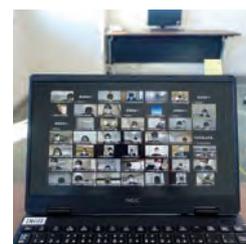


## ◆保証業務講座の開催

当協会では、金融機関の融資及び渉外担当の若手行員・職員の方々に、信用保証制度について理解を深めていただくとともに、中小企業金融の円滑化と適正保証の推進を図るため、「保証業務講座」を開催しています。

令和3年度は、保証協会の置かれている環境の変化や、保証付融資の留意点、融資組み立てのポイントなどについて、解説いたしました。

参加者同士のグループディスカッションも実施し、活発な意見交換が行われました。



## ◆販路開拓支援

11月17日（水）から11月30日（火）にかけて、大阪信用保証協会主催の展示商談会「OSAKAビジネスフェア2021」がオンラインで開催されました（当協会協賛）。この展示商談会は、優れた技術や魅力ある製品・商品等を有する中小企業・小規模事業者に対して、自社をPRする機会と出展者間における情報交換の場を提供することで、今後のビジネスチャンスのきっかけを作っていただくことを目的として開催されています。徳島県内からは金属・機械関連メーカーなど3社が出展し、当協会がサポートいたしました。



## ◆合同金融相談会

新型コロナウイルス感染症拡大等により事業に影響を受けている県内小規模事業者の方を対象とした「合同金融相談会」を開催しました。この相談会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内中小企業者を取り巻く環境が一層厳しいものとなっている中、事業者に寄り添った金融支援・経営支援に全力で取り組むことを目的としたものです。

小規模事業者の方の経営の悩み相談、資金繰り改善策等、個別事業者の実情に応じた解決策を検討することができ、有意義な相談会となりました。



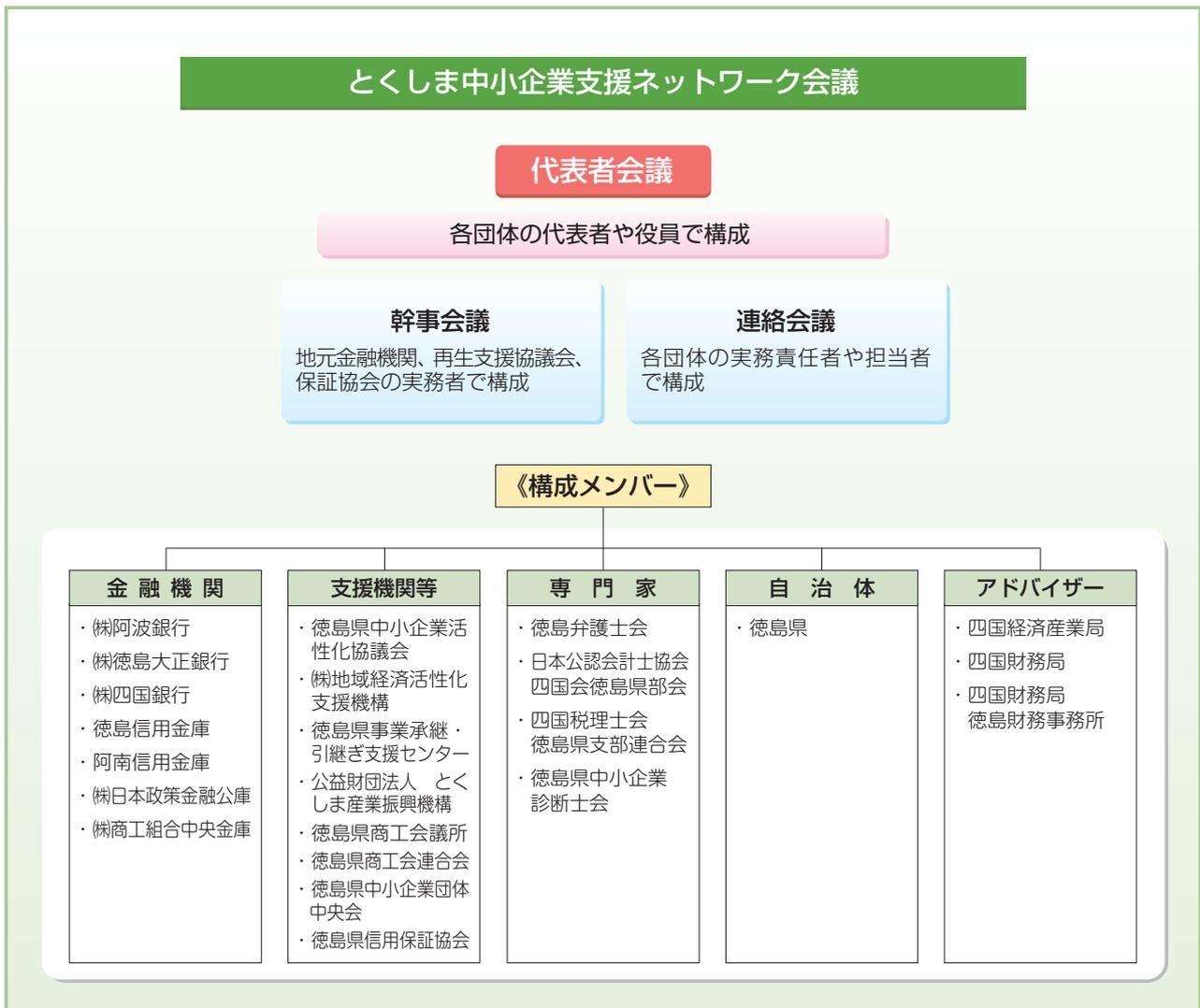
## 経営支援の取組み

### ◆「とくしま中小企業支援ネットワーク会議」の取組み

当会議は徳島県内の中小企業に対する経営支援及び創業支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的とし、会員相互の協調体制を構築することにより、経営支援及び創業支援に係る迅速かつ的確な対応、実務担当者のスキルアップに取り組んでいこうとするものです。

ネットワークのハブ機能を活かして、代表者会議・幹事会議・連絡会議を開催し、新たな施策について情報共有を図るとともに、より一層の連携強化に努めております。

また、個別の中小企業者に対しては、保証協会を中心に金融機関や当該事業者にお集まりいただき、金融調整や経営支援・再生支援など、あるべき支援の方向性について話し合う「経営サポート会議」を開催し、地域の関係機関と一体になって中小企業者の支援に取り組んでいます。



#### 令和3年度 とくしま中小企業支援ネットワーク会議の実施状況

令和3年 11月25日(木) 第12回連絡会議  
 令和4年 3月17日(木) 第14回幹事会議

## 【第12回連絡会議の概要】

- ◆開催日 令和3年11月25日（木）
- ◆議題 ①地域経済活性化支援機構の役割・業務全般について  
②地域経済活性化支援機構の行う特定支援業務について

11月25日（木）、Web会議にて金融機関、行政機関、経済団体、士業団体等21機関から34名の皆さんにご参加いただき、第12回連絡会議を開催しました。

当日は、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）より経営企画本部営業推進部担当部長坂本公輝様、地域活性化支援本部特定支援チームマネージング・ディレクター片野武志様のお二方を講師としてお招きし、『地域経済活性化支援機構（REVIC）の役割・業務全般について』『特定支援業務～「経営者保証に関するガイドライン」に基づく再チャレンジ支援～』をテーマにご講演いただきました。

講演では地域経済活性化支援機構（REVIC）の行う「特定支援業務」について、特定支援が成立する要件や基本的な考え方、実際の手続きが関係当事者間でどのような作業を伴って進行していくのか等をご説明してくださいました。



Web会議に参加する企業支援部職員

## 【第14回幹事会議の概要】

- ◆開催日 令和4年3月17日（木）
- ◆議題 ①来年度の代表者会議の議題について  
②来年度の連絡会議の議題について

3月17日（木）、当協会会議室にて、県内各金融機関、徳島県中小企業再生支援協議会（現・活性化協議会）の皆さまにお集まりいただき、第14回幹事会議を開催しました。

当日は、令和4年度の代表者会議・連絡会議の議題について、出席者の皆さまからご意見をいただきました。

令和4年度については、代表者会議と連絡会議を通じて、

- ・コロナ長期化におけるゼロゼロ融資の返済開始を見据えた対応
- ・原油・原材料等の高騰が事業者に及ぼす影響
- ・「中小企業活性化パッケージ」をはじめ、国や県の施策
- ・債務整理局面の対応
- ・廃業支援

について、情報共有を図ることとしました。

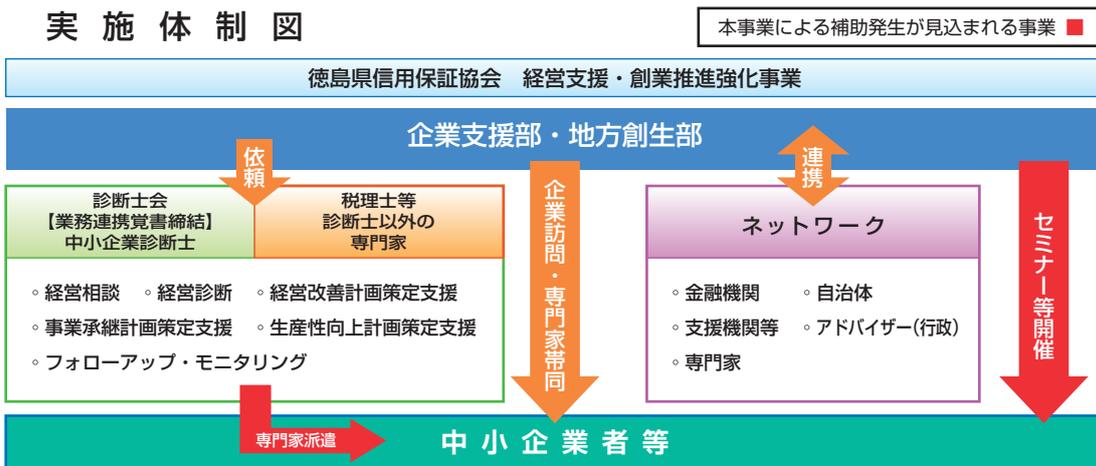
当ネットワーク会議では、今後もメンバー相互間の情報共有・連携強化に努め、国や県、金融機関、団体等が実施する施策を効果的に活用するなど、県内中小企業の皆さまの支援に積極的に取り組んでまいりますので、関係機関の皆様方のより一層のご支援ご協力をお願いいたします。

## ◆経営支援強化事業による取組み

本事業は、生産性向上、事業承継にかかる計画の策定や、経営の安定に支障が生じているお客様に対し、将来的な正常化に道筋をつけることを目的に、経営相談、経営診断、経営改善計画の策定及びそのフォローアップなどを実施しています。

### 《経営支援強化促進補助金》の活用

- ・ 経営相談
- ・ 経営改善計画策定支援
- ・ 事業承継計画策定支援
- ・ 経営診断
- ・ 経営改善計画策定先のフォローアップ・モニタリング
- ・ 生産性向上計画策定支援



令和3年度 経営支援強化事業の取組み実績

申込企業数	38社
経営相談実施件数	17社
経営診断実施件数	3社
経営改善計画策定支援件数	5社
モニタリングフォローアップ実施件数	13社
協会職員による企業訪問回数	106回
専門家派遣回数	200回



## ◆経営サポート会議

経営サポート会議とは、返済緩和先企業と取引金融機関、保証協会の3者が一堂に会して情報の共有を行い、中小企業者の早期経営改善等を図ることを目的とした会議です。

期日前管理の一環として、緊急度・重要度に応じて、金融調整や改善計画の策定支援が必要な事業者には、関係者が集まる経営サポート会議を開催し、資金繰りの現状や経営改善計画の進捗状況の確認など積極的に行うなど、経営支援・再生支援を推し進めています。

令和2年度は、コロナ禍での対面自粛により会議数は減少しましたが、令和3年度は感染状況を見極めながら少しずつ開催回数を増やしました。

経営サポート会議開催実績

年度	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	累計
開催回数	80	350	345	296	244	230	219	237	89	144	2,234
企業数	73	286	272	246	234	187	174	182	61	114	1,829

## 創業支援の取組み

地方創生を加速させるべく、創業前相談から創業後のフォローアップまで、一貫した各種支援策を展開するとともに、「創業するなら保証協会へ」のキャッチフレーズのもと、女性および創業支援、さらにキャリア教育にも積極的に取り組み、数多くの創業者の輩出に努めました。

### ◆広報サポート付創業保証「PPP（トリプルP）」

Please let me support you! Plus α support is Public information !

創業者が提供する差別化された技術やサービス等の向上に資する資金を提供すると共に、その取組を効果的にアピールする広報サポート（プラスαサポート）を当協会が行うことで、創業者の事業運営をスムーズに軌道に乗せることを目的とした保証のトリプルPを実施しています。

会社名：株式会社Mirea

代表取締役：大西実希

事業内容：子育てママ総合支援業



### 支援ストーリー

創業前相談をご利用いただき、次の3つのサポートを行いました。

- A) 創業計画策定支援
- B) 徳島県が行う「あったかビジネス事業計画」の申請書作成サポート
- C) PPP利用による広報サポート

A・B) これらのサポートにより、国、県、市町村が行う各種創業支援策を優先的に利用できるメリットを享受していただきました。C) 当協会の広報紙・HPへ「創業事例紹介」として掲載いたしました。

### ◆創業ノウハウの提供

創業予定者に向けた「創業の手引き・事例集」、創業推進課の取り組みと創業関連保証制度の内容を紹介した「リーフレット」及び創業前等相談時に利用していただける「申込チラシ」を配布しました。



#### 【創業の手引き・事例集】

保証協会の仕組みや創業前相談ご利用の流れに沿った事業計画の立て方などを分かりやすくまとめています。先輩創業者の事例紹介も掲載しています。

#### 【創業リーフレット】

当協会が取り扱う創業者に特化した制度を抜粋、ご利用条件や必要書類を一面にまとめています。

#### 【創業前相談 & 休日創業相談会申込チラシ】

裏面がお申込様式となっております。金融機関経由はもちろんお客様から協会へ直接お申込みしていただけます。

## ◆「地方創生」への取組み強化

### ～「まちしごととファクトリー2021」～



「まちしごととファクトリー」は、地域に根差したスモールビジネス担い手の育成を目指す、徳島新聞社、徳島大学、当協会主催のセミナーです。

令和3年度のまちしごととファクトリーは、6月のキックオフセミナーに始まり、徳島大学の矢部拓也教授が計3回の講義を行う実践講座、大学院で開講した当協会の寄付講座「ビジネスモデル特論」（全10回）の公開講座、そして創業希望者の事業計画作成をサポートする「実践塾」（計3回）を行いました。まちしごととファクトリーで学んだ受講生が、とくしま創生アワードのファイナリストに残るなど、創業者の成長をしっかりとサポートするネットワークが出来ているのを感じました。



## とくしま創生アワード

当協会が共催する徳島を元気にする事業プランコンテスト「とくしま創生アワード」の最終審査会が開催されました。

新型コロナウイルス感染症の影響で審査員の一部はオンラインで参加し、審査会の様子は一般観覧向けにYouTubeで配信しました。

6年目となる今回は、事業の進ちょく状況と規模で分けた「アイデア部門」と「プラン部門」毎にビジネスアイデアやプランを募集。最終審査会では、両部門で書類審査を突破した計9組のファイナリストと、「学生賞」受賞者らがプレゼンテーションを行いました。

各部門のグランプリ受賞者には、支援金を授与するとともに実現に向けたアドバイスを行いました。その他にも、サポーター、金融機関、大学、新聞社等からの各種支援、起業家との交流会への招待など、事業の実現に向けて様々な支援が受けられます。



### ～「気づき！ひらめき！セミナー」を共催～

徳島県中小企業家同友会と連携して「気づき！ひらめき！セミナー」を開催いたしました。同友会様との共催によるセミナーは今回で3回目です。

このセミナーは創業間もない事業者の方を対象にしたもので、当日は事業を準備している方から創業数年以内までのお客様や同友会会員の経営者など、あわせて県内の事業者43人が参加しました。

前半は同友会の先輩経営者4人が、これまでに直面した経営課題をどのように克服してきたか、実際の経験を発表し、いずれの方も経営理念の大切さを訴えました。

後半はグループディスカッションで意見交換し、参加者が気づきを共有しました。

同友会様と当協会は平成30年5月に「連携協力協定」を結び、中小企業経営者の経営能力を高め、地域における産業の振興や雇用の創出を図ることを共に目指しています。



## ～「とくしま回帰×シゴトづくりセミナー」の開催～

東京有楽町にある「ふるさと回帰センター」にてセミナーを開催し、徳島への『移住・創業』を呼びかけました。このセミナーは平成29年に初めて開催し、今回が5回目です。当日は約30名の方に参加いただきました。

今年のテーマは「**地方で未来を創る**」。移住創業は敷居が高く感じがちですが、まず地域おこし協力隊で数年活動し、地域に慣れながら創業を模索するという生き方を提案しました。



講師には、昨年11月にスペシャルティコーヒー専門の自家焙煎店&手作り衣料の店、「カモ谷製作舎」をオープンさせた岡崎裕樹さんをお迎えしました。

はじめに、当協会の創業支援実例と徳島県の移住支援施策を紹介した後、岡崎さんから「地域課題をビジネスで解決する」をテーマに自らの起業体験をお話いただきました。

講義後は参加者でグループディスカッションを行い、「もし自分が地方で仕事をするなら（地方と繋がるなら）」について発表しあいました。

## ～「移住創業者図鑑」を作成～

徳島の移住創業者を紹介し、徳島県へのUIターン創業に興味を持ってもらうため、「移住創業者図鑑」を作成いたしました。

表紙には、従来の信用保証協会の堅いイメージを払しょくするような、ポップで親しみやすいデザインを採用しました。



本編では、令和元年度以降に徳島で移住創業した方々を紹介しており、QRコードを読み込むと、各創業者の詳しい情報を見ることができます。また裏表紙では、当協会の創業支援サービスをイラストで分かりやすく紹介しています。移住や創業に興味のある方々に多数ご活用いただきました。

## ◆県内3大学との連携

当協会では県内3大学と締結している「包括的連携協定」に基づき、地域で活躍できる人材の育成に取り組んでいます。

### ～徳島大学で寄付講座を開講～

国立大学法人徳島大学の大学院で、令和3年度後期選択科目として『ビジネスモデル特論』の寄付講座を開講し、10月19日（火）に第一回目の講義を行いました。

当協会と徳島大学は、平成28年5月に業務連携協定を締結し、まちしごとファクトリーなどの地域創生に繋がる事業を、連携して実施して参りました。平成29年11月には技術移転に関する連携協力協定を締結するなど、相互の連携を深めているところです。

当講座では企画部の職員（中小企業診断士）が講師となり、大学院生にビジネスプラン作成スキルを習得してもらい、起業マイルドの醸成を図る狙いで実施しています。座学でビジネスモデルやマーケティングの基礎を学び、後半はグループワークでビジネスプラン作成実習に取り組み、最後はプレゼン発表するカリキュラムです。



県内の各大学で授業実績はありますが、ひとつの講座を受け持ち単位認定まで行うのは徳島大学のみで、全国の保証協会でも先進的な取り組みとなります。

### ～とくしま学生ビジネスプラン道場～

徳島県内の大学生がビジネスアイデアを競うステップアップ型のビジネスコンテスト、「とくしま学生ビジネスプラン道場・最終審査会」が開催されました。

令和3年度は141プラン（143名）の応募があり、一次審査（書類）と二次審査（プレゼンテーション）を経て、四国大学から3チーム、徳島文理大学から3チームの計6チームが、最終審査に進み成果を競いました。

審査の様子はYouTubeでライブ配信され、県内外から多くの方にご視聴いただきました。当協会からは企画部の職員が審査員として参加し、徳島市長の内藤佐和子氏やSFCフォーラムファンドマネージャーの廣川克也氏らと共に審査に当たりました。

審査の結果、グランプリは、「推し事とサプライズができる場所を提供するビジネスプラン」を発表した、四国大学の別宮里奈さんが受賞しました。グランプリを受賞した別宮さんは「欲しかった賞が貰えて嬉しいです」と素直に喜びを語りました。

入賞したビジネスプランは地域や社会の課題と向き合ったものであり、完成度を高めれば事業化できる可能性があると感じました。



## 経営監査室の取組み

当協会は毎年、コンプライアンスプログラムを策定し、研修などを通じて継続的に実行改善することにより、コンプライアンスの遵守に取り組んでおります。

### ◆「反社会的勢力への対応」についての研修を実施

令和3年度コンプライアンス・プログラムに基づき、「反社会的勢力への対応」について研修を行いました。新型コロナウイルス感染対策のため、昨年同様研修はDVD視聴といたしました。

DVDでは、反社会的勢力からの不当な要求や、インターネット上の悪質な誹謗中傷などへの対処法について解説がありました。また、「組織的対応」や日ごろからの「危機管理意識」の重要性についても学ぶことができました。

当協会では、『信用保証協会倫理憲章』において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する」と明記し、これらの反社会的勢力の介入を許さず、不法、不当な要求には組織的な対応と毅然たる態度で臨み、一切応じないことを銘記しております。



### ◆令和3年度 災害対策業務訓練を実施しました

当協会会議室にて災害対策業務訓練を実施し、業務担当者15名、危機管理体制強化チームメンバー8名が参加しました。

「地震の影響で大規模停電が発生し、保証業務が手作業以外で行えなくなった」という状況を想定し、保証受付から保証稟議書作成、決裁までを手作業で行い、ポータブル蓄電池に接続した災害用PCを活用し、内定通知書作成・発送までの業務訓練を行いました。また、総務経理処理業務、管理回収金処理業務においても、同様の訓練を行いました。

実際の地震災害の場合には余震の発生や周囲の混乱なども考えられるため、訓練参加者はスピードを重視するのではなく、「落ち着いて」「丁寧に」を心がけ、訓練に臨みました。

当協会では、災害時にも業務活動を円滑かつスピーディに行えるよう、災害時を想定した訓練を毎年継続して行ってまいります。



手作業での保証業務の様子

### ◆「大規模災害時における資金安定供給訓練」に参加

徳島県では、大規模災害時においても県民生活や県内経済に影響を及ぼさないよう資金を安定的に供給するため、毎年金融機関や関係団体が参加する「資金安定供給訓練」を行っています。

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、リモートでの開催となりました。

当協会が参加した訓練は、発災後2か月を想定。「地震で故障した機械の修理・購入のため融資を受けたい」という相談に、徳島県制度の「災害対策資金」の概要を案内し、取扱金融機関について説明しました。

当協会は、このような合同訓練を通じて県や金融機関との連携を図り、災害発生時でも迅速な資金供給を行えるよう備えてまいります。



## 採用活動に関する取組み

### ◆ 1 day 仕事体験を実施

2023年度新卒採用に向け『1day 仕事体験』をオンラインで開催し、県内外の大学生にご参加いただきました。

当日は、協会の概要説明や動画による館内視察で当協会への理解を深めていただくとともに、メインとして、当協会が力を入れて取り組んでいる創業支援に関する業務を体験していただきました。実際に当協会が支援したパン屋さんの事例に基づいて、創業予定者役にヒアリングを行い、事業計画と併せてどのような販促・PRのアドバイスを送ることが出来るかを話し合っ、発表していただきました。

また、コロナ禍の中であっても、当協会の魅力や職場の雰囲気について少しでも知っていただきたいとの思いで、当協会若手職員にも協力してもらい、オンライン座談会も併せて実施しました。

参加した学生からは、「創業支援という実際の業務に触れることができ当協会への理解が深まった」、「仕事内容や地域への貢献度の高さを知ることができた」、「仕事体験に参加して、自分に不足している力を理解することが出来た。今後の就職活動に活かしたい」等の感想をいただきました。



オンライン座談会で質問に答える若手職員

## SDGs に関する取組み



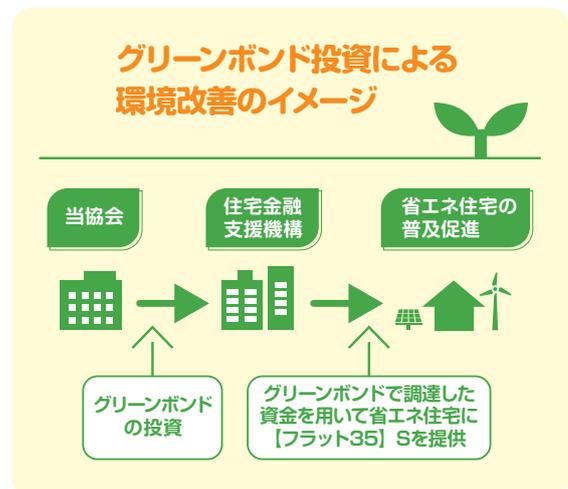
### ◆ グリーンボンドへの投資

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」）が発行するグリーンボンド「住宅金融機構グリーンボンド」への投資を行いました。

グリーンボンドとは、企業や地方自治体などが、地球温暖化対策や再生可能エネルギーなど、環境改善効果のある国内外の事業（グリーンプロジェクト）に要する資金を調達するために発行する債券のことです。環境への関心の高まりとともに次々と発行され、その市場規模は年々拡大しています。

住宅金融支援機構では、省エネルギー性や耐震性など質の高い住宅を取得する場合に、借入金利を一定期間引き下げる【フラット35】Sを実施しています。住宅金融機構グリーンボンドは、【フラット35】Sのうち「省エネルギー性に関する技術基準」を満たす新築住宅を対象としており、これらの住宅ローン債権の買取代金を資金使途としています。

当協会は、今後も適切なリスク管理のもと、本債券をはじめとするSDGs債への投資を通じ信用保証協会としての社会的責任を果たすとともに、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に努めてまいります。



## 広報活動

保証協会の認知度向上のため、「顔の見える保証協会」としてマスメディアの活用、ホームページや広報誌の充実を図り、存在意義を広く理解していただくとともに、保証利用度の向上を図るため、広報活動に力を入れて情報発信に努めました。

### ◆ホームページのリニューアル

当協会のホームページは、サイト開設から約7年が経過し、デザインの見劣りや、取り扱う情報量の増加によるページ構成の複雑化等の問題がありました。

そこで今回、より見やすくきめ細かい情報発信を行うため、ホームページの全面リニューアルを行いました。新ホームページは、令和4年4月より運用しておりますので、ぜひご覧ください。



**主なリニューアルポイント**

- 金融機関専用ページ**  
金融機関の方向けのお知らせや書式ダウンロード、各種冊子を掲載
- 「創業支援」、「経営支援」**  
当協会が取り組む創業支援と経営支援について、実績を含めて紹介
- お知らせ**  
カテゴリを「お知らせ」「イベント」「制度関係」「重要なお知らせ」に分類

ホームページURL : <https://www.cgc-tokushima.or.jp>

徳島県信用保証協会 検索

リニューアル後HPトップページ

### ◆創業者向けの紹介動画を作成（YouTube）

徳島県商工労働観光部の広報担当を務める、VTuberの山桃藍子さん（バーチャルふるさと徳島プランナー）とコラボ動画を作成しました。

山桃さんは、徳島県の公式YouTubeチャンネル、「徳島県チャンネル」内にて、「徳島県企業活動応援チャンネル」を開設し、企業応援情報や観光振興情報等の動画配信をされている、徳島県商工労働観光部・公式VTuberです。

今回、山桃さんと当協会がコラボし、創業者向けの紹介動画を作成しました。当協会の創業支援の取り組みや、創業相談の流れなどについて、わかりやすく紹介しております。徳島県公式YouTubeチャンネルよりご覧いただけますので、ぜひご覧ください。



#### ○動画タイトル 「#4 徳島県信用保証協会の創業支援！」

**徳島県チャンネル**  
<https://www.youtube.com/user/tokushimakouhou/>

**山桃藍子公式Twitter** @YamamomoAiko  
<https://twitter.com/YamamomoAiko>

## ◆保証月報の発行

毎月1回、当協会の広報誌「保証月報」を発行し、金融機関や関係機関の皆さまに配布しております。制度改正や統計データ等について、タイムリーかつ正確な情報提供を行うとともに、「顔の見える保証協会」として当協会の取組み内容や活動内容などを掲載し、皆さまに親しまれる広報誌作成に努めています。令和3年度は、新連載「出張業務講座」や短期連載「私の本棚」、復活連載「役職員リレー」など、多数のトピックを掲載し、当協会の親しみやすさの向上に努めました。



## ◆ノベルティグッズの製作



当協会では、当協会の認知度を高め、親しみを持っていただくために、本年度も広報活動の一環として当協会オリジナルノベルティグッズを作成しております。当協会職員がお客様や金融機関を始め関係機関へ訪問する際や、セミナー・イベントなどで配布いたしました。

全国的にSDGs（持続可能な開発目標）への関心が高まっていることから、当協会も少しでもSDGsに貢献していくために、SDGsを意識した2商品を製作しました。

### バンブーファイバー配合 マグカップ



環境に配慮したバンブーファイバー（竹繊維）を配合しており、生産・処分時のCO2排出量が少ない製品です。やさしく落ち着いた風合が特徴です。

### リサイクルコットン マルシェバッグ



端切れを粉砕して作った糸を使用しており、サステナブルで環境にやさしい製品です。日常使いしやすいアースカラーで、独特の温かみのあるさわり心地です。

当協会では、中小企業・関係機関の皆さまに親しみを持っていただけるよう、認知度向上に向けた広報活動に取り組んでまいります。

## ◆ポスター、パンフレット等の作成

全国信用保証協会連合会との共同制作のポスター・パンフレット並びに「保証制度のご案内」、「ディスクロージャー2021」を作成しました。



連合会ポスター



保証制度のご案内



ディスクロージャー

## ◆徳島ビジネスチャレンジメッセへの出展

徳島県内外の企業などが新たに開発した商品や技術をPRする「徳島ビジネスチャレンジメッセ2021」（主催：徳島チャレンジメッセ実行委員会）が、10月21日（木）から23日（土）の3日間、アスティ徳島で開催され、当協会も金融・ビジネスゾーンに出展しました。

第22回目となる今回のテーマは「ニュービジネスが福を呼ぶ」。2年ぶりのリアル会場に加え、オンライン展示会（10月18日（月）～）も組み合わせたハイブリッド方式で開催されました。

今回の目玉として、創業展示ブース（当協会4階コミュニケーションスペースにて商品やサービス概要の展示を行うスペース。創業フォローアップの一環）に出展されているお客様の商品やサービスを出張展示いたしました。コロナ禍で来場制限を設けての開催となりましたが、来訪者の皆様には熱心に展示をご覧いただきました。また関係者の方からは「例年に比べて華やかな印象をもった」とのご感想をいただき、当協会の創業支援の取組みについて知っていただく貴重な機会となりました。



当協会の展示ブース

## ◆マスメディアへの情報発信

保証協会の認知度・利用度を向上させるため、マスメディアに対して、当協会の事業実績や取り組み等について、積極的に情報発信を行いました。

- 徳島新聞やニッキンなど、マスコミへの情報提供
- 四国放送の広告枠や徳島新聞の紙面広告

令和3年度の掲載実績  
年間49回

分野／社名	徳新	ニッキン	ほか	合計
保証	6	0	1	7
創業	25	3	1	29
代弁ほか	8	4	1	13
合計	39	7	3	49

マスコミ等掲載実績

# ■ コンプライアンス

当協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けてコンプライアンスの実践に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として『信用保証協会倫理憲章』を制定し、役職員の行動指針として「具体的行動規範」を策定しています。

## 信用保証協会倫理憲章



## 具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守

2. 誠実な職務の遂行

3. 守秘義務の履行

4. 職務上の地位と関係者との付き合い

5. コンプライアンス関連事項への対応

6. 反社会的勢力(不当要求行為)との対決

7. 外部からの苦情・トラブルへの対応

8. 職場の秩序の維持

9. 違反行為の報告

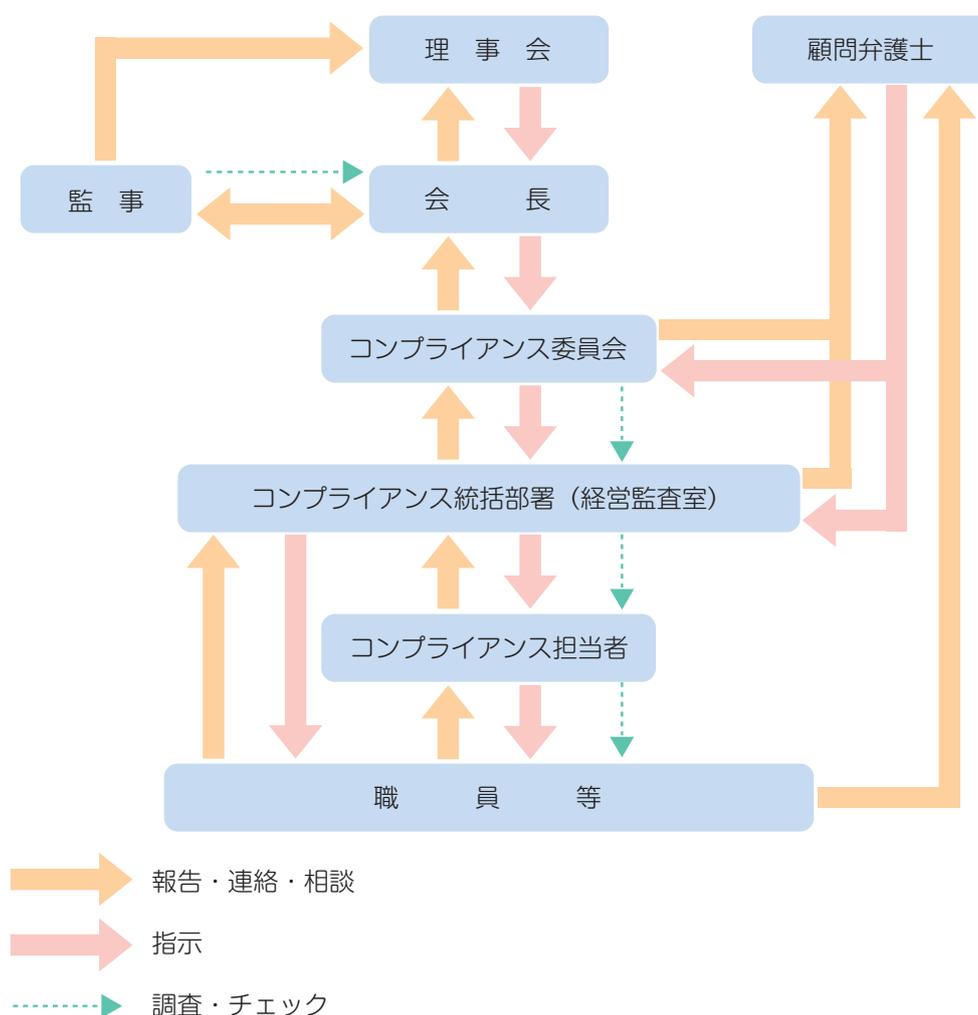
10. 懲 罰

## コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、役職員全員の意識を高めるとともに、具体的な実践に結び付けることが重要と考え、次の取組みを行っています。

- コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
- 経営監査室をコンプライアンス統括部署と位置付け、「コンプライアンスマニュアル」の策定や整備を行っています。
- 具体的な行動計画を毎年策定し、遵守状況の把握、的確な評価などを行うため「コンプライアンスプログラム」を策定しています。

## コンプライアンス組織体制図



## 反社会的勢力等の排除

当協会は、『徳島県信用保証協会倫理憲章』において反社会的勢力の排除を宣誓しているほか、信用保証協会委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、反社会的勢力等の排除に向けて更なる取組みの強化を図っています。



# ■ 個人情報保護

## 個人情報保護宣言

当協会は信用保証協会法（昭和28. 8. 10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### 1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### 2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### 3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

### 4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## 5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## 6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき500円）をいただきます。

## 7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (2) 上記6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

## 8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## 9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所：徳島市南末広町5番8－8号  
部 署 名：経営監査室  
電話番号：088－622－0251

## 役員構成

(令和4年4月1日現在)

職名	氏名	備考
常勤理事	黒下 耕司	会長
	湯浅 正之	専務理事
	岡田 徹	常務理事
	永井 八郎	常勤理事
非常勤理事	梅田 尚志	徳島県 商工労働観光部長
	内藤 佐和子	徳島県市長会 会長
	影治 信良	徳島県町村会 会長
	長岡 奨	株式会社阿波銀行 代表取締役頭取
	須賀 昌彦	株式会社四国銀行 取締役徳島営業本部長
	板東 豊彦	株式会社徳島大正銀行 代表取締役頭取
	森 尊昭	徳島信用金庫 理事長
	寺内 カツコ	徳島県商工会議所連合会 会長
	布川 徹	徳島県中小企業団体中央会 会長
	岡本 富治	徳島県商工会連合会 会長
	熊谷 幸三	公益財団法人とくしま産業振興機構 理事長
	林 香与子	徳島県経営者協会 会長
	坂田 千代子	一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事
	栗飯原 一平	一般社団法人徳島県トラック協会 理事
常勤監事	笠井 雅宏	常勤監事
非常勤監事	井関 勝令	公認会計士
	足田 光伯	四国大学 経営情報学部教授
非常勤顧問	福西 康浩	日本銀行 徳島事務所長



徳島県信用保証協会常勤役員

後列左から：笠井常勤監事、永井常勤理事  
前列左から：岡田常務理事、黒下会長、湯浅専務理事

# ■ 機構組織図

(令和4年4月1日現在)



## ■ 事務お問い合わせ

部署名		電話	FAX	業務内容
経営監査室		(088)622-0251	(088)623-7633	検査・監査に関する事項、コンプライアンスに関する事項、反社会的勢力への対応、危機管理に関する事項、お客様相談窓口等
総務部		(088)622-0217		定款の制定、改廃、予算及び決算、人事、給与、経理、資金運用、庶務、研修、他課の所管に属さない事項等
企画部		(088)622-0240		事業計画、業務運営企画、業務推進統括、保証制度、広報、業務統計、電算システム等
保証部	保証一課	(088)622-0248	(088)623-7632 (088)656-8706	保証申込(条件変更)調査審査、金融相談、保証推進等
	保証二課	(088)622-0247		保証申込(条件変更)調査審査、金融相談、保証推進等
	保証三課	(088)622-0246		保証申込(条件変更)調査審査、金融相談、保証推進等
	保証事務課	(088)622-0210		受付、財務、保証書発行、保証料、担保、貸付・償還報告、団信等
地方創生部		(088)622-0254		創業相談、創業保証申込調査審査、経営支援、創業セミナー開催等
企業支援部	経営支援課	(088)622-3419 (088)622-8535		経営支援、経営相談・再生支援に係る調査審査等
	期中支援課	(088)622-0219		事故報告・期中管理、代位弁済、保険金請求・受領等
管理部		(088)622-0252	(088)623-9030	求償権の管理回収等

## ■ 業務担当区域

(県内全域)

- 地方創生部 創業推進課
- 企業支援部 経営支援課

### ● 保証部 保証一課

- ・ 徳島市(西部)
- ・ 吉野川市
- ・ 美馬市
- ・ 三好市
- ・ 阿波市
- ・ 名西郡
- ・ 美馬郡
- ・ 三好郡

- 保証一課
- 保証二課
- 保証三課

### ● 保証部 保証二課

- ・ 徳島市(北東部)
- ・ 鳴門市
- ・ 板野郡

### ● 保証部 保証三課

- ・ 徳島市(南東部)
- ・ 小松島市
- ・ 阿南市
- ・ 名東郡
- ・ 勝浦郡
- ・ 那賀郡
- ・ 海部郡



# 資 料 編

---

※各項目の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

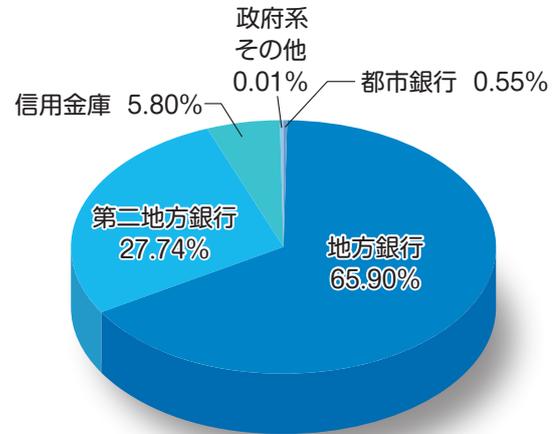
# 信用保証実績

## 金融機関群別保証状況（令和3年度）

### 保証承諾

（単位：百万円、%）

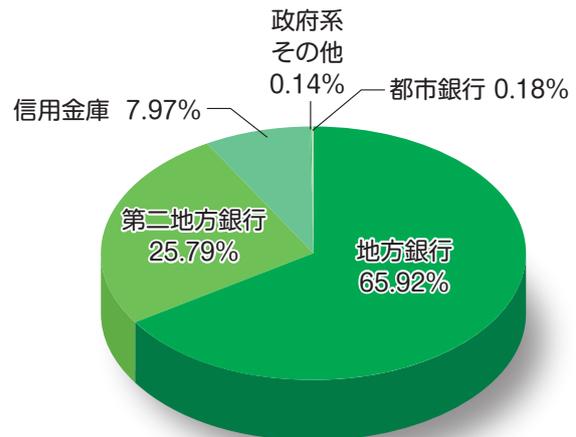
	件数	金額	構成比
都市銀行	3	260	0.55
地方銀行	2,421	31,155	65.90
第二地方銀行	1,004	13,113	27.74
信用金庫	468	2,742	5.80
政府系その他	1	7	0.01
合計	3,897	47,277	100.00



### 保証債務残高

（単位：百万円、%）

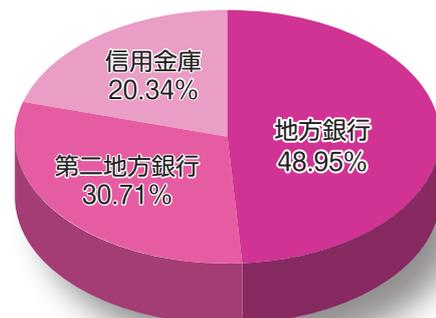
	件数	金額	構成比
都市銀行	17	485	0.18
地方銀行	13,480	178,725	65.92
第二地方銀行	6,064	69,922	25.79
信用金庫	3,025	21,602	7.97
政府系その他	62	390	0.14
合計	22,648	271,124	100.00



### 代位弁済（元利計）

（単位：百万円、%）

	件数	金額	構成比
都市銀行	0	0	0.00
地方銀行	65	722	48.95
第二地方銀行	33	453	30.71
信用金庫	35	300	20.34
政府系その他	0	0	0.00
合計	133	1,475	100.00

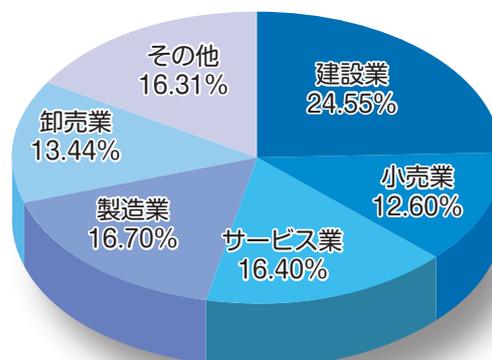


## 業種別保証状況（令和3年度）

## 保証承諾

（単位：百万円、％）

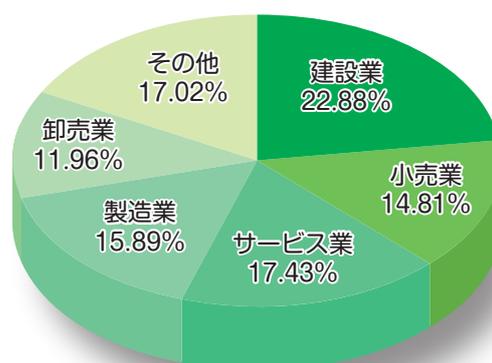
	件数	金額	構成比
建設業	1,059	11,607	24.55
小売業	605	5,957	12.60
サービス業	697	7,754	16.40
製造業	539	7,895	16.70
卸売業	393	6,355	13.44
その他	604	7,709	16.31
合計	3,897	47,277	100.00



## 保証債務残高

（単位：百万円、％）

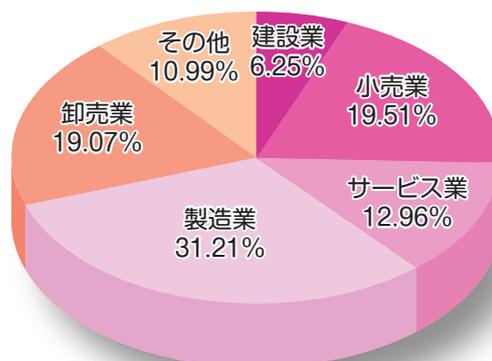
	件数	金額	構成比
建設業	5,315	62,037	22.88
小売業	3,675	40,155	14.81
サービス業	4,285	47,269	17.43
製造業	3,125	43,091	15.89
卸売業	2,078	32,421	11.96
その他	4,170	46,151	17.02
合計	22,648	271,124	100.00



## 代位弁済（元利計）

（単位：百万円、％）

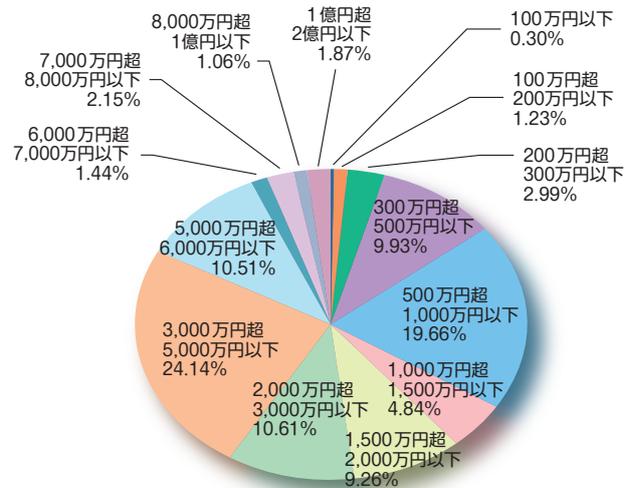
	件数	金額	構成比
建設業	14	92	6.25
小売業	22	288	19.51
サービス業	25	191	12.96
製造業	33	460	31.21
卸売業	20	281	19.07
その他	19	162	10.99
合計	133	1,475	100.00



## 金額別保証承諾（令和3年度）

（単位：円）

区分	件数	金額
100万円以下	149	142,895,000
100万円超 200万円以下	317	583,313,000
200万円超 300万円以下	486	1,415,282,000
300万円超 500万円以下	981	4,693,961,000
500万円超 1,000万円以下	1,001	9,294,295,600
1,000万円超 1,500万円以下	166	2,288,432,000
1,500万円超 2,000万円以下	226	4,378,845,000
2,000万円超 3,000万円以下	181	5,015,691,000
3,000万円超 5,000万円以下	274	11,412,550,000
5,000万円超 6,000万円以下	83	4,969,872,000
6,000万円超 7,000万円以下	10	678,800,000
7,000万円超 8,000万円以下	13	1,018,000,000
8,000万円超 1億円以下	5	500,000,000
1億円超 2億円以下	5	885,000,000
2億円超	0	0
合計	3,897	47,276,936,600

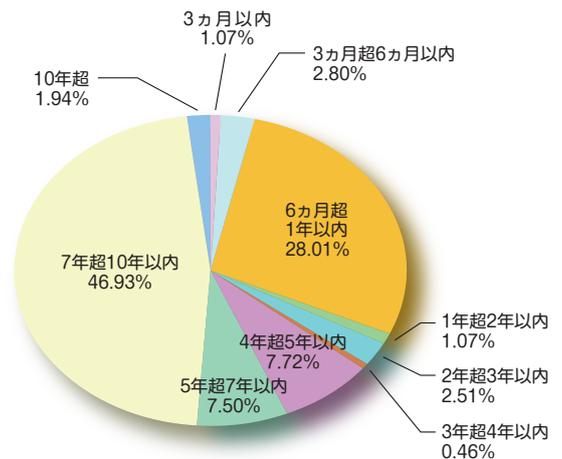


- 100万円以下
- 100万円超 200万円以下
- 200万円超 300万円以下
- 300万円超 500万円以下
- 500万円超 1,000万円以下
- 1,000万円超 1,500万円以下
- 1,500万円超 2,000万円以下
- 2,000万円超 3,000万円以下
- 3,000万円超 5,000万円以下
- 5,000万円超 6,000万円以下
- 6,000万円超 7,000万円以下
- 7,000万円超 8,000万円以下
- 8,000万円超 1億円以下
- 1億円超 2億円以下
- 2億円超

## 期間別保証承諾（令和3年度）

（単位：円）

区分	件数	金額
3ヵ月以内	47	505,200,000
3ヵ月超 6ヵ月以内	115	1,323,498,000
6ヵ月超 1年以内	1,669	13,240,179,000
1年超 2年以内	48	504,100,000
2年超 3年以内	71	1,186,360,000
3年超 4年以内	35	216,927,000
4年超 5年以内	304	3,650,447,000
5年超 7年以内	447	3,548,096,000
7年超 10年以内	1,117	22,187,149,600
10年超	44	914,980,000
合計	3,897	47,276,936,600



- 3ヵ月以内
- 3ヵ月超 6ヵ月以内
- 6ヵ月超 1年以内
- 1年超 2年以内
- 2年超 3年以内
- 3年超 4年以内
- 4年超 5年以内
- 5年超 7年以内
- 7年超 10年以内
- 10年超

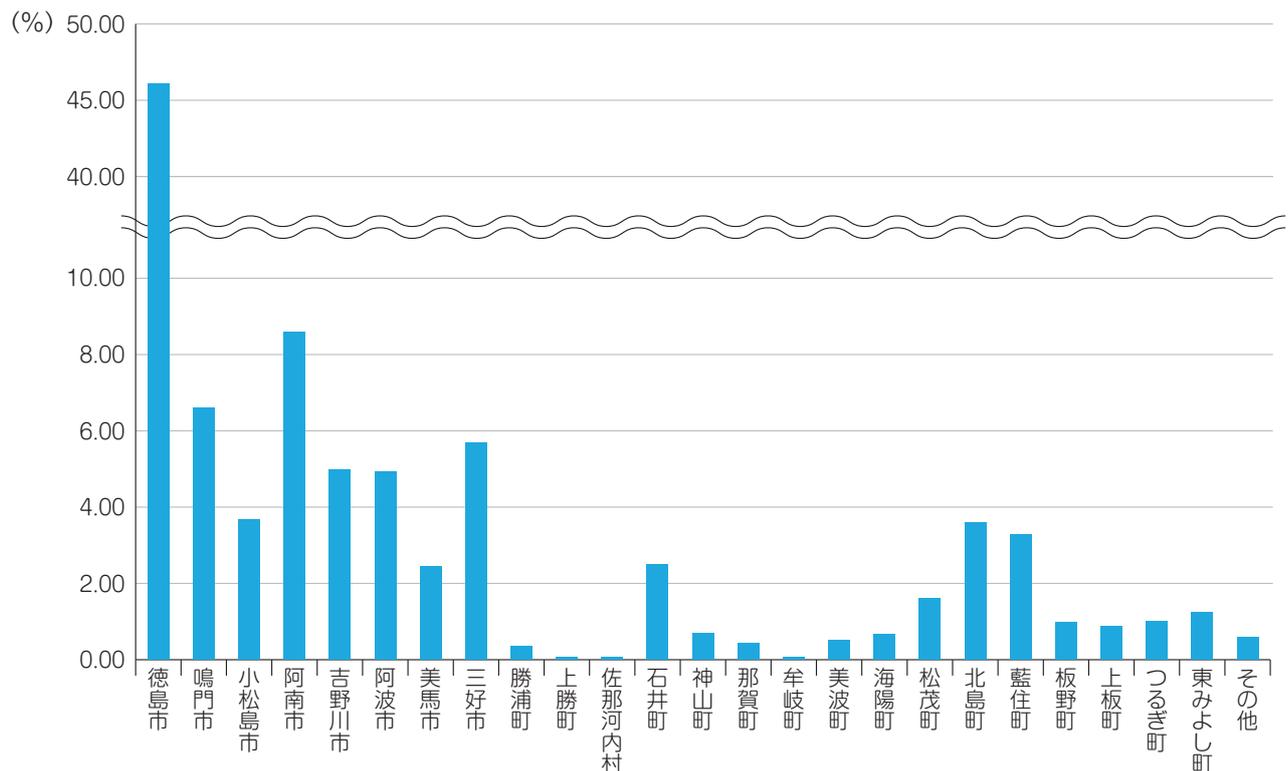
## 市町村別保証状況（令和3年度）

## 保証実績

（単位：千円、％）

当年度中保証				区分	保証債務残高			
件数	金額	構成比	前年比		件数	金額	構成比	前年比
1,752	21,615,272	45.72	20.59	徳島市	9,785	121,623,027	44.86	100.04
270	3,111,874	6.58	19.46	鳴門市	1,538	18,454,814	6.81	97.20
141	1,629,681	3.45	14.68	小松島市	1,030	12,238,021	4.51	98.24
266	3,976,710	8.41	19.16	阿南市	1,903	23,284,004	8.59	92.92
206	2,338,724	4.95	19.30	吉野川市	1,213	12,942,009	4.77	98.08
210	2,322,540	4.91	24.30	阿波市	930	10,246,670	3.78	101.87
119	1,093,960	2.31	14.04	美馬市	855	8,673,993	3.20	93.61
137	2,733,491	5.78	28.14	三好市	765	10,649,186	3.93	111.14
18	159,500	0.34	13.41	勝浦町	125	1,503,767	0.55	98.13
7	31,100	0.07	9.19	上勝町	34	278,495	0.10	99.63
7	22,900	0.05	5.41	佐那河内村	45	430,341	0.16	99.58
106	1,107,090	2.34	18.03	石井町	598	6,685,605	2.47	100.49
22	306,300	0.65	29.33	神山町	107	1,145,664	0.42	103.17
21	191,200	0.40	11.66	那賀町	133	1,500,368	0.55	98.95
8	35,200	0.07	4.70	牟岐町	70	639,062	0.24	90.62
24	225,000	0.48	12.29	美波町	213	2,081,712	0.77	99.23
36	298,200	0.63	13.93	海陽町	245	2,317,188	0.85	103.00
76	709,512	1.50	12.38	松茂町	489	5,908,593	2.18	104.15
121	1,715,900	3.63	32.07	北島町	535	6,629,407	2.45	106.56
138	1,573,920	3.33	18.73	藍住町	790	9,041,521	3.33	98.94
45	442,000	0.93	13.14	板野町	303	3,359,315	1.24	95.90
50	389,975	0.82	12.41	上板町	290	3,210,051	1.18	104.85
41	442,400	0.94	19.42	つるぎ町	224	2,672,462	0.99	98.32
60	546,488	1.16	14.10	東みよし町	345	3,912,846	1.44	108.01
16	258,000	0.55	20.77	その他	83	1,696,177	0.63	109.29
3,897	47,276,937	100.00	19.63	合計	22,648	271,124,298	100.00	99.59

## 保証承諾（構成比）

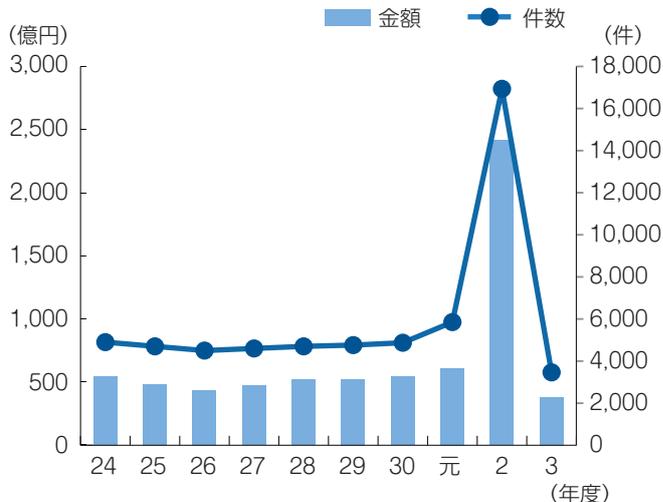


## 信用保証の実績推移

### 保証承諾

(単位：百万円、%)

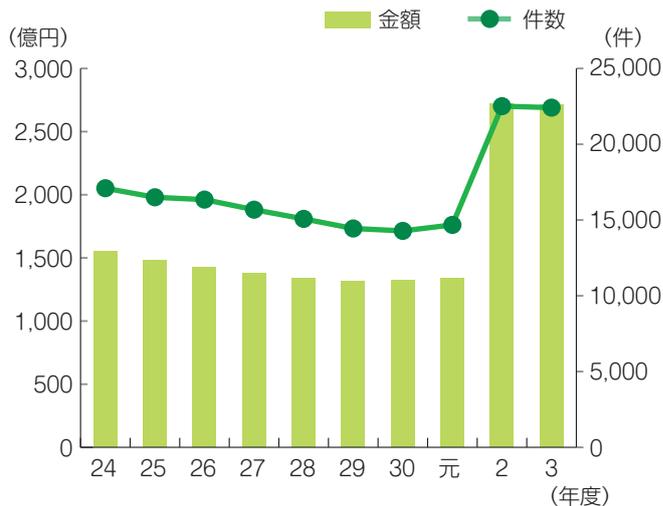
	件数	金額	前年比
平成24年度	4,918	53,551	97.22
平成25年度	4,716	49,403	92.25
平成26年度	4,511	43,423	87.89
平成27年度	4,615	48,424	111.52
平成28年度	4,697	51,754	106.88
平成29年度	4,749	51,849	100.18
平成30年度	4,886	53,361	102.92
令和元年度	5,853	60,370	113.14
令和2年度	16,939	240,882	399.01
令和3年度	3,897	47,277	19.63



### 保証債務残高

(単位：百万円、%)

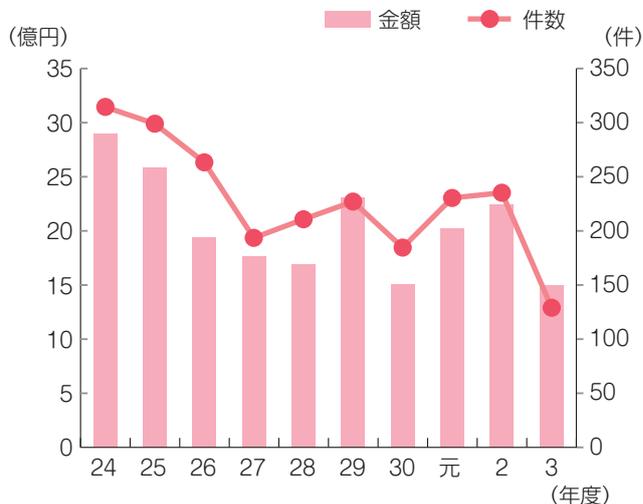
	件数	金額	前年比
平成24年度	17,101	155,309	95.67
平成25年度	16,521	149,618	96.34
平成26年度	16,362	142,768	95.42
平成27年度	15,867	138,657	97.12
平成28年度	15,056	134,081	96.70
平成29年度	14,405	130,982	97.69
平成30年度	14,215	131,066	100.06
令和元年度	14,854	134,082	102.30
令和2年度	22,698	272,243	203.04
令和3年度	22,648	271,124	99.59



### 代位弁済 (元利計)

(単位：百万円、%)

	件数	金額	前年比
平成24年度	314	2,884	68.92
平成25年度	299	2,562	88.82
平成26年度	262	1,910	74.54
平成27年度	195	1,751	91.67
平成28年度	212	1,685	96.25
平成29年度	231	2,293	136.11
平成30年度	185	1,493	65.13
令和元年度	232	2,009	134.51
令和2年度	235	2,221	110.56
令和3年度	133	1,475	66.42



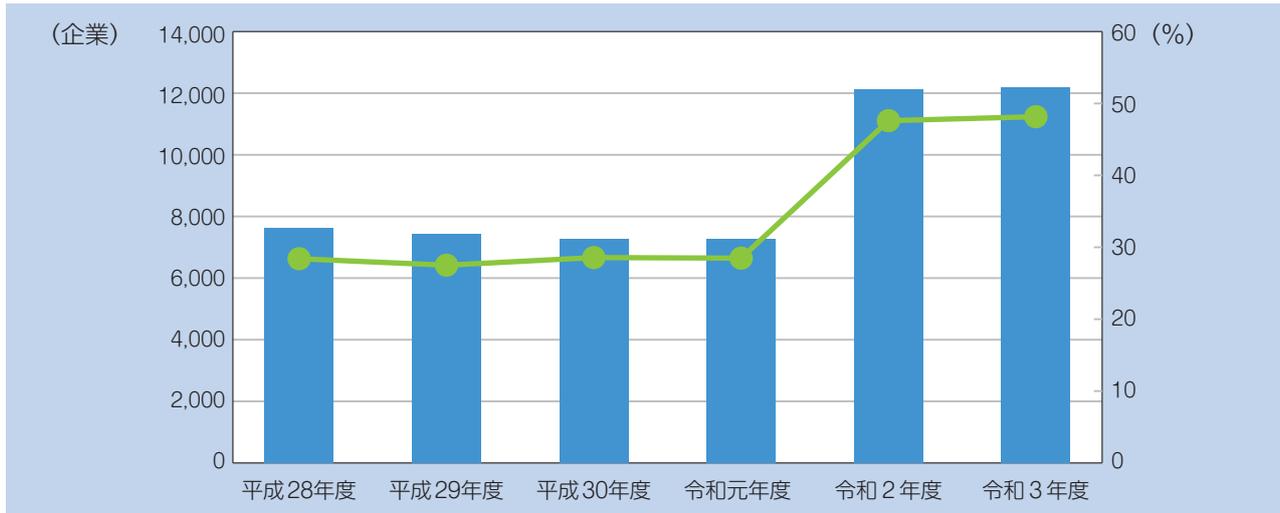
## 保証利用度の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保証利用企業者数 (A)	7,618	7,406	7,268	7,245	12,107	12,201
中小企業者数 (B)	26,911	26,911	25,345	25,345	25,345	25,345
保証利用度 (A) / (B)	28.31%	27.52%	28.68%	28.59%	47.77%	48.14%

※中小企業者数：中小企業白書付属統計資料より

※県内中小企業者数は「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。

■ 保証利用企業者数 (A)  
● 保証利用度 (A)/(B)

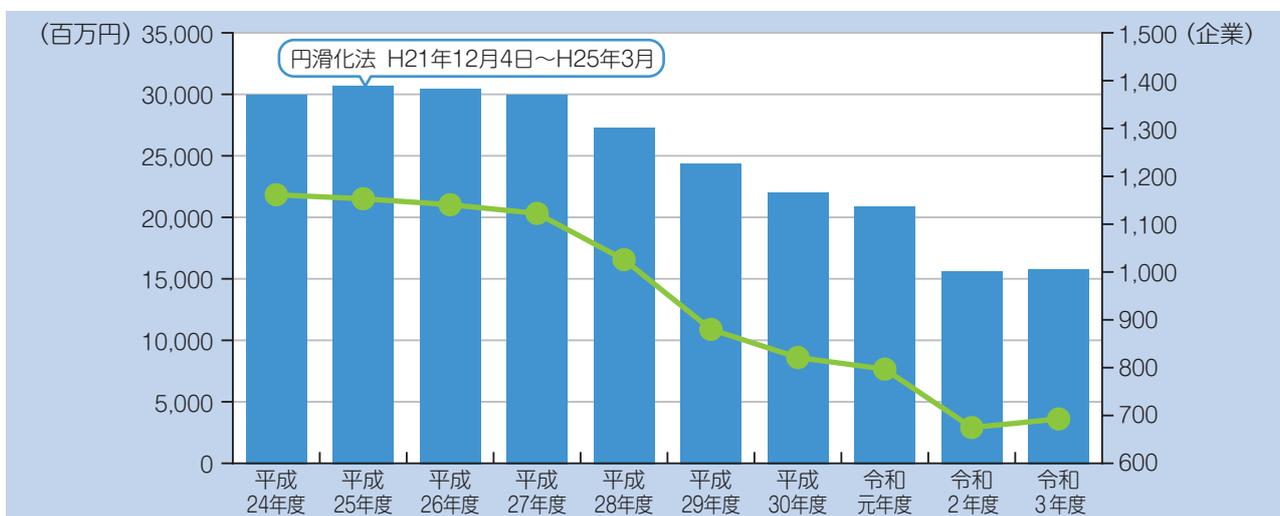


## 返済緩和状況の推移

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
返済緩和企業数	1,163	1,161	1,142	1,123	1,024	887	824	799	674	693
返済緩和残高	29,896	30,687	30,482	30,139	27,352	24,305	22,256	20,920	15,792	15,875

■ 返済緩和残高  
● 返済緩和企業数





令和4年 8月発行



TOKUSHIMA GUARANTEE  
徳島県信用保証協会

企画部 企画課

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号  
(徳島経済産業会館 KIZUNAプラザ)  
Tel 088-622-0240  
Fax 088-623-7633  
<https://www.cgc-tokushima.or.jp/>

 徳島県信用保証協会